

▲京都大学通則

昭和28年4月7日
達示第3号制定

第1章 学年

第1条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2条 学期は、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第3条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

創立記念日 6月18日

夏季休業 8月6日から9月30日まで

冬季休業 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認めるときは、夏季休業及び冬季休業の期間を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認めるときは、定期休業日に授業を行うことができる。

4 前2項の規定の実施に関し必要な事項については、総長が別に定める。

第2章 学部

第3条の2 本学の学部及び学科並びにその学生定員は、別表第1に掲げるとおりとする。

第3条の3 前条の学部においては、当該学部の定めるところにより、学部又は学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第4条 入学は、学年の初め1回とする。ただし、特別の必要があると認めるときは、当該学部の定めるところにより、学期の初めにも入学させることができる。

2 入学の手続は、当該学部の定めるところによる。

第5条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 中等教育学校を卒業した者

(3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(4) 通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者

(5) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(7) 文部科学大臣が指定する専修学校の高等課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(10) 高等学校、中等教育学校の後期課程又は文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程に2年以上在学した者であつて、本学において、本学が教育研究を行つている学問分野における傑出した能力を有すると認めたもの

(11) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

2 前項第10号に該当する者の審査の実施等に関し必要な事項は、当該学部の定めるところによる。

第6条 入学志望者に対しては、試験を行う。

2 試験は、当該学部の定めるところによる。

第7条 次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず選考のうえ、入学を許可するこ

とがある。

- (1) 一の学部を卒業した者が、他の学部又は同一学部の他の学科に入学を志望するとき。
- (2) 中途退学をした者が同一学部に入学を志望するとき。
- (3) 他の大学又は専門職大学の学部を卒業した者

2 前項に規定するもののほか、編入学については、当該学部の定めるところによる。

第8条 本学の他学部に転学を志望し、又は他の大学若しくは専門職大学から本学に転学を志望する者は、欠員のある場合に限り、当該学部の定めるところにより許可することができる。

第9条 入学志望者は、所定の期日までに、願書を学部長あてに提出しなければならない。

第10条 入学志望者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生（国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定。以下「実施要項」という。）第2条に定めるものをいう。以下同じ。）は、検定料の納付を要しない。

3 受理した検定料は、返還しない。ただし、京都大学における学生納付金に関する規程（平成16年達示第63号。第67条において「学納金規程」という。）に定めるものについては、この限りでない。

第11条 入学志望者には、健康診断を行う。

第12条 入学に際しては、所定の入学手続期間内に入学料を納めなければならない。

2 入学料を納めない者には、入学を許可しない。ただし、次項の規定による手続をとつた者については、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、特別の事由のある者については、別に定める京都大学授業料、入学料免除等規程（昭和53年達示第5号。以下「免除等規程」という。）による。

4 前項の規定による手続をとつた者が入学料全額の免除若しくは入学料の徴収猶予をされなかつた場合又は入学料の徴収猶予をされた場合において、免除等規程の定めるところにより所定の期日までに納めるべき入学料を納めないとときは、学生の身分を失う。

5 第1項の規定にかかわらず、第37条第1項第9号、第3項第7号又は第53条の3第9号の規定により本学大学院に入学し、課程を修了した者が、当該入学前に在学した学部に再入学するときは、入学料の納付を要しない。

6 第1項の規定にかかわらず、国費外国人留学生は、入学料の納付を要しない。

7 受理した入学料は、返還しない。ただし、所定の入学手続期間内に入学を辞退し、かつ、申し出た者については、この限りでない。

第13条 入学を許可された者は、本学の定めた方式によって宣誓を行うものとする。

第14条 除籍された者が、再入学を願い出たときは、除籍された日から3年以内に限り、学部長の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が許可することができる。

第15条 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な科目を開設して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たつては、学部及び学科の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第16条 科目の区分は、開講対象による区分として全学共通科目及び学部科目とし、教育目的・内容による区分として教養科目及び専門科目とする。

第17条 科目の単位数の計算の基準については、別に定める。

第18条 科目、授業、修業年限及び在学年限は、当該学部の定めるところによる。

2 前項の場合において、学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

第18条の2 授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

第18条の3 学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、当該学部の定めるところにより、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めるものとする。

2 特に学業優秀と認めた学生その他特別の必要があると認めた学生については、当該学部の定めるところにより、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

第19条 学生は、他学部の科目を履修することができる。ただし、この場合は、所属学部長を

経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

第20条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、他の大学、専門職大学又は短期大学と協議のうえ、学生に、その科目を履修することを許可することができる。

2 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この条において同じ。）又は短期大学と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修することを許可することができる。

3 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生に、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することができる。

4 第2項に定めるもののほか、教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、審査のうえ、学生に、休学し、又は休学することなく外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修することを許可することができる。

5 前各項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該学部の定めるところにより、60単位を超えない範囲で、本学における科目的履修により修得したものとみなすことができる。

第21条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における科目的履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第5項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第22条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項又は第2項に定める科目等履修生又は特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における科目的履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における科目的学修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第20条第5項の規定により修得したものとみなす単位数及び前条第1項の規定により与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 第1項に定めるもののうち、学生が本学の科目等履修生として修得した単位（大学、専門職大学又は短期大学の学生として修得した単位及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条の規定による入学資格を有する前に修得した単位を除く。）を本学に入学した後に修得したものとみなすときは、その単位数、修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して当該学部が認める期間は、第18条の修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の2分の1を超えることができない。

第23条 疾病その他の事由により、3月以上修学を中止しようとするときは、所属学部長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の規定にかかわらず、医学部が定める特別な課程を履修する医学部学生が、第37条第3項第7号の規定により、医学研究科に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

3 疾病のため、修学が不適当と認められる者に対しては、学部長は、総長の許可を得て、休学を命ずることができる。

4 休学は、通算4年を超えることができない。ただし、第2項の規定により休学するときは、その期間を通算しない。

5 休学期間に復学しようとするときは、その旨届け出なければならない。

6 休学期間は、在学年に算入しない。

第24条 学生が退学しようとするときは、その事由を申し出て、総長の許可を受けなければならない。

第25条 次の場合には、学部長の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が除籍する。

- (1) 疾病その他の事由により成業の見込みがない者
- (2) 授業料納付の義務を怠る者

第26条 試験は、当該学部の定めるところにより行う。

第27条 卒業の要件は、学部所定の期間在学し、学士試験に合格することとする。

第27条の2 学部においては、学生に対して、前条の学士試験及び学修の成果に係る評価の基準をあらかじめ明示するものとする。

第28条 授業料は、年額を次の2期に分けて、所定の期日までに納めなければならない。ただし、第2期に係る授業料については、学生が申し出た場合、当該年度の第1期に係る授業料を納めるときに納めるものとする。

第1期 4月から9月まで 年額の2分の1に相当する額

第2期 10月から3月まで 年額の2分の1に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、特別の事由がある者については、別に定める免除等規程による。

3 第1項本文の規定にかかわらず、国費外国人留学生は、授業料の納付を要しない。

4 受理した授業料は、返還しない。ただし、受理した授業料のうち、免除等規程第2条第1項、第3項、第4項又は第5項の規定により免除した授業料は、返還する。

第29条 休学中は、別に定める免除等規程により授業料を免除する。

第30条 停学を命ぜられた者は、その期間中であつても授業料を納付しなければならない。

第31条 学生は、別に定める学生票の交付を受け、常に携帯しなければならない。

第32条 学生の本分を守らない者があるときは、総長は懲戒する。

2 前項に規定する懲戒の必要がない学生についても、当該学生の所属する学部長が必要と認めたときは、当該学部長が、厳重注意その他の教育的措置を行うことができる。

3 懲戒に關し必要な事項は、別に定める。

第33条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 講責
- (2) 停学
- (3) 放学

第34条 停学3月以上にわたるときは、その期間は、在学年に算入しない。

第3章 大学院

第35条 本学大学院の研究科等及び専攻並びにその学生定員は、別表第2に掲げるとおりとする。

第35条の2 前条の研究科等においては、当該研究科等の定めるところにより、研究科等又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第36条 研究科（総合生存学館、地球環境学舎及び経営管理教育部を含む。以下同じ。）に博士課程を置く。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、医学研究科医学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

3 博士課程（前項ただし書の博士課程を除く。）は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱う。

4 文学研究科京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻及び経済学研究科京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻の博士課程は、前期2年の国際連携専攻（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第35条第1項の規定による外国の大学院と連携して教育研究を実施するための専攻をいう。以下同じ。）の課程とし、医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻の博士課程は、4年の国際連携専攻の課程とする。

5 医学研究科社会健康医学系専攻、地球環境学舎地球環境学専攻及び経営管理教育部経営科学専攻の博士課程は、後期3年の課程とする。

6 第3項の規定にかかわらず、薬学研究科創発医薬科学専攻、アジア・アフリカ地域研究研究科及び総合生存学館の博士課程は、課程の区分を設けない。

7 第3項の前期2年及び後期3年の課程並びに前項の課程は、それぞれ「修士課程」及び「博士後期課程」並びに「一貫制博士課程」という。

8 学生で、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画

的に教育課程を履修することを志望する者には、当該研究科の定めるところにより、その計画的な履修（第49条第5項、第50条第7項及び第53条の12第3項において「長期履修」という。）を許可することがある。

第36条の2 入学は、学年の初め1回とする。ただし、特別の必要があると認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学期の初めにも入学させることができる。

2 前項に定めるもののほか、前条第4項に定める経済学研究科京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻及び医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻の入学時期は、当該研究科の定めるところによる。

3 入学の手続は、当該研究科の定めるところによる。

第37条 修士課程及び一貫制博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- (1) 大学又は専門職大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。）の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 大学又は専門職大学に3年以上在学した者（学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者
 - (10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学又は専門職大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。
- (1) 修士の学位又は修士（専門職）若しくは法務博士（専門職）の学位を有する者
 - (2) 外国において、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程（本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程に限る。）を修了した者
 - (5) 国際連合大学（国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項の規定によるものをいう。次号において同じ。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格した者であつて、本学において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 本学において、個別の入学資格審査により、第1号に掲げる者と同等以上の学力があると

認めた者で、24歳に達したもの

- 3 医学研究科及び薬学研究科の博士課程（医学研究科医学専攻、医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程に限る。以下同じ。）に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。
 - (1) 大学における医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程（修業年限が6年であるものに限る。）を修了した者
 - (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
 - (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 大学における医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程（修業年限が6年であるものに限る。）に4年以上在学した者（学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者
 - (8) 本学において、個別の入学資格審査により、第1号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

4 第1項第9号及び第10号並びに第2項第6号及び第8号並びに前項第7号及び第8号に該当する者の審査の実施等に関し必要な事項は、当該研究科の定めるところによる。

第38条 入学志望者に対しては、試験を行う。

2 試験は、当該研究科の定めるところによる。

第39条 次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず、選考のうえ、入学を許可することがある。

(1) 第37条第2項各号の一に該当する資格を有する者が、一貫制博士課程（アジア・アフリカ地域研究研究科に限る。）における博士後期課程の第1年次に相当する年次に入学を志望するとき。

(2) 中途退学した者が、同一研究科に入学を志望するとき。

第40条 本学大学院の他研究科に転科（地球環境学舎及び経営管理教育部にあつては転部）を志望し、又は他の大学若しくは専門職大学の大学院から本学大学院に転学を志望する者は、欠員のある場合に限り、当該研究科の定めるところにより、許可することがある。

2 同一研究科内における転専攻については、当該研究科の定めるところによる。

第41条 除籍された者が再入学を願い出たときは、除籍された日から3年以内に限り、研究科長（総合生存学館長、地球環境学舎長及び経営管理教育部長を含む。以下同じ。）の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が許可することがある。

第42条 入学志望者は、所定の期日までに、願書を研究科長あてに提出しなければならない。

第42条の2 入学志望者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び実施要項第4条第2号の推薦による入学志望者は、検定料の納付を要しない。

3 前項に定めるもののほか、本学と外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定（相互に正規学生を受け入れるもので、その数並びに検定料、入学料及び授業料の相互不徴収並びに有効期間が記されているものに限る。以下同じ。）に基づき受け入れる外国の大学院の学生

又は国際連携専攻に受け入れる当該連携して教育研究を実施する外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）の学生（経済学研究科京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻の学生を含む。以下同じ。）は、検定料の納付を要しない。

第42条の3 入学に際しては、所定の入学手続期間内に入学料を納めなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び実施要項第4条第2号又は第4号の推薦により、前項の期間までにその採用が決定している者は、入学料の納付を要しない。
- 3 前項に定めるもののほか、本学と外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定に基づき受け入れる外国の大学院の学生又は国際連携専攻に受け入れる連携外国大学院の学生は、入学料の納付を要しない。

第42条の4 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な科目を開設するとともに研究指導の計画を策定して、体系的に編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。
- 3 国際連携専攻の教育課程の編成に当たっては、当該連携外国大学院が開設する科目を本学大学院の教育課程の一部とみなして当該連携外国大学院と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成し、又は当該連携外国大学院と共同して科目を開設することができる。

第43条 科目、その授業及び研究指導は、当該研究科の定めるところによる。

- 2 前項の場合において、研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 3 当該研究科において必要と認めたときは、学部若しくは他の研究科等（研究科又は公共政策教育部をいう。以下同じ。）の科目を履修させ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは医学研究科及び薬学研究科の博士課程の単位とし、又は他の研究科において研究指導を受けさせ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは医学研究科及び薬学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。
- 4 前条第3項の規定による連携外国大学院が開設する国際連携教育課程に係る科目について修得した単位又は連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導は、本学大学院における国際連携教育課程に係る科目の履修により修得し、又は当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。
- 5 前条第3項の規定による連携外国大学院と共同して開設する科目の履修により修得した単位は、5単位を超えない範囲で、本学大学院又は当該連携外国大学院のいずれかにおいて修得したものとすることができる。ただし、第49条第2項の規定により連携外国大学院において修得することとしている単位数に満たない場合は、当該単位を連携外国大学院において修得した単位とはできない。

第43条の2 授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

第43条の3 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

第44条 学生は、他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けることができる。ただし、この場合所属の研究科及び当該他の研究科等の長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により履修した科目及びこれについて修得した単位並びに前項の規定により受けた研究指導の取扱いについては、当該研究科の定めるところによる。

第45条 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、他の大学又は専門職大学と協議のうえ、学生に、当該他の大学又は専門職大学の大学院の科目を履修することを許可することがある。

- 2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この条において同じ。）と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することができる。
- 3 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生に、外国の大学の大学

院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することができる。

- 4 第2項に定めるもののほか、教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、審査のうえ、学生に、休学し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することができる。
- 5 前各項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該研究科の定めるところにより、15単位を超えない範囲で、本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第46条 学生で、他の大学若しくは専門職大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望するものには、それぞれ前条第1項又は第2項に定めるものと同様の要件及び手続により、これを許可することができる。ただし、修士課程及び一貫制博士課程の修士課程に相当する年次の学生について許可する場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により受けた研究指導は、当該研究科の定めるところにより、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程又は医学研究科及び薬学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。

第46条の2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位（大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第31条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、第45条第5項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。
- 3 第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の修士課程、博士課程（博士後期課程を除く。）又は一貫制博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるとき（修士課程を修了した者が一貫制博士課程に入学し、第50条第2項ただし書の規定により、当該修士課程における在学期間を当該一貫制博士課程における在学期間に含むときを除く。）は、その単位数、修得に要した期間その他当該研究科が必要と認める事項を勘案して当該研究科が認める期間は、1年を超えない範囲で、当該研究科の課程に在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第47条 疾病その他の事由により、3月以上修学を中止しようとするときは、研究科長の許可を得て、休学することができる。

- 2 疾病のため、修学が不適当と認められる者に対しては、研究科長は、総長の許可を得て、休学を命ずることができる。
- 3 休学は、修士、博士後期の各課程、一貫制博士課程並びに医学研究科及び薬学研究科の博士課程において、それぞれ通算3年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者に対し、一貫制博士課程においては、なお、2年以内の、医学研究科及び薬学研究科の博士課程においては、なお、1年以内の休学を許可することができる。

第48条 試験及び研究指導の認定方法は、当該研究科の定めるところによる。

第49条 修士課程の修了の要件は、同課程に2年以上在学して、研究指導を受け、専攻科目につき30単位以上を修得し、かつ、当該研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、同課程に1年以上の在学をもつて足りるものとすることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、国際連携専攻の修士課程の修了の要件は、本学大学院において当該国際連携専攻の教育課程に係る科目の履修により15単位以上を修得し、かつ、当該連携外国大学院において国際連携教育課程に係るものとして開設する授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。

- 3 前項の規定により本学大学院において修得する単位数には、第43条第4項の規定により当該国際連携教育課程に係る科目的履修により修得したものとみなす連携外国大学院が開設する国際連携教育課程に係る科目について修得した単位を含まないものとする。
- 4 第2項の規定により本学大学院又は連携外国大学院において修得する単位数には、第45条第5項の規定により本学大学院における科目的履修により修得したものとみなす他の大学若しくは専門職大学の大学院又は外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）の大学院における科目的履修により修得した単位及び第46条の2第1項の規定により本学大学院に入学した後の本学大学院における科目的履修により修得したものとみなす本学大学院に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位を含まないものとする。ただし、連携外国大学院に入学した学生が国際連携教育課程を履修するために本学大学院に入学する場合において、本学大学院に入学する前に当該連携外国大学院が開設する国際連携教育課程に係る科目について修得した単位のうち、第46条の2第1項の規定により本学大学院に入学した後の本学大学院における科目的履修により修得したものとみなす単位は、連携外国大学院において修得する単位数に含むことができる。
- 5 在学年限は、4年を超えることができない。長期履修の場合の在学年限についても同様とする。

第50条 博士後期課程の修了の要件は、同課程に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあっては、2年）以上在学して、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

- 2 一貫制博士課程の修了の要件は、同課程に5年以上在学して専攻科目につき30単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、修士課程（標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。）に2年（2年を超える標準修業年限を定める修士課程にあっては、当該標準修業年限。以下この項において同じ。）以上在学し、当該課程を修了後、一貫制博士課程に入学した者にあっては、当該一貫制博士課程における在学期間に当該修士課程における2年の在学期間を含むことができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、当該研究科において必要と認めたときは、専攻科目につき当該研究科の定める単位の修得を博士後期課程又は一貫制博士課程の修了の要件に加えることができる。
- 4 医学研究科医学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程の修了の要件は、同課程に4年以上在学して専攻科目につき30単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。
- 5 前項に定めるもののほか、国際連携専攻の博士課程の修了の要件は、第49条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、第49条第2項の規定中「修士課程」とあるのは「博士課程」と読み替える。
- 6 第1項、第2項及び第4項の在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、それぞれ博士後期課程にあっては1年（修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者で、大学院における在学期間が2年未満のものにあっては、その在学期間を含めて3年）以上の、一貫制博士課程にあっては3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含めて3年）以上の、医学研究科及び薬学研究科の博士課程にあっては3年以上の在学をもつて足りるものとすることができる。
- 7 在学年限は、博士後期課程及び医学研究科の博士課程（京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻に限る。）においては6年を、一貫制博士課程においては10年を、医学研究科の博士課程（京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻を除く。）及び薬学研究科の博士課程においては8年を超えることができない。長期履修の場合の在学年限についても同様とする。
- 第50条の2 研究科においては、学生に対して、第49条第1項並びに前条第1項、第2項及び第4項の論文の審査及び試験に係る評価の基準をあらかじめ明示するものとする。**
- 第51条 授業料は、年額を次の2期に分けて、所定の期日に納めなければならない。**
- 第1期 4月から9月まで 年額の2分の1に相当する額

第2期 10月から3月まで 年額の2分の1に相当する額

- 2 前項の規定にかかわらず、本学と外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定に基づき受け入れる外国の大学院の学生又は国際連携専攻に受け入れる連携外国大学院の学生は、授業料の納付を要しない。

第52条 休学中は、別に定める免除等規程により授業料を免除する。

第53条 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第17条、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第4項、第30条ないし第34条の規定は、大学院学生の場合に準用する。この場合において、第25条及び第32条第2項中「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

第3章の2 専門職大学院

第53条の2 第36条に定めるもののほか、法学研究科、医学研究科、公共政策教育部及び経営管理教育部に専門職学位課程を置き、これを専門職大学院とする。

- 2 前項の専門職大学院は、法学研究科の専門職学位課程に関し、これを法科大学院とする。
 3 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育上の必要があると認めるとときは、医学研究科又は経営管理教育部の定めるところにより、1年以上2年未満の期間とすることができる。
 4 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。
 5 専門職大学院である法学研究科、医学研究科、公共政策教育部及び経営管理教育部の専攻及びその学生定員は、別表第2に掲げるとおりとする。
 6 前項の研究科及び教育部においては、当該研究科又は教育部の定めるところにより、研究科若しくは教育部又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第53条の3 専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- (1) 大学又は専門職大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 国外において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。）の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学又は専門職大学に3年以上在学した者（学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めたもの（当該単位の修得の状況及び法科大学院が当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するかどうかを判定するために実施する試験の結果に基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認めたものを含む。）
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学又は専門職大学を卒業した者と同等以上

- の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 前項第9号及び第10号に該当する者の審査の実施等に関し必要な事項は、当該法学研究科、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部（以下第53条の15までにおいて「研究科又は教育部」という。）の定めるところによる。
- 第53条の4 教育課程は、教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な科目を開設して、体系的に編成するものとする。
- 第53条の5 科目及び授業は、当該研究科又は教育部の定めるところによる。
- 2 前項の場合において、研究科又は教育部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 3 当該研究科又は教育部において必要と認めたときは、学部又は他の研究科等の科目を履修させ、専門職学位課程の単位とすることができます。
- 第53条の6 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、当該研究科又は教育部の定めるところにより、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。
- 2 当該研究科又は教育部において必要と認めたときは、学生が各年次において履修し、修得すべき授業科目、単位数その他上位の年次に進級させる基準並びに同一年次において在学することができる年限を定めることができる。
- 第53条の7 学生は、他の研究科等の科目を履修することができる。ただし、この場合所属の研究科又は教育部及び当該他の研究科等の長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定により履修した科目及びこれについて修得した単位の取扱いについては、当該研究科又は教育部の定めるところによる。
- 第53条の8 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、他の大学又は専門職大学と協議のうえ、学生に、当該他の大学又は専門職大学の大学院の科目を履修することを許可することができる。
- 2 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この条において同じ。）と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することがある。
- 3 前項に定めるもののほか、教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、審査のうえ、学生に、休学し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することができる。
- 4 前3項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該研究科又は教育部の定めるところにより、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部にあつてはその修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で、法学研究科にあつては30単位を超えない範囲で、当該専門職大学院又は法科大学院（以下「専門職大学院等」という。）における科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、法学研究科において、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。
- 第53条の9 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、学生が当該専門職大学院等に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位（大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第31条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該専門職大学院等に入学した後の当該専門職大学院等における科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職大学院等において修得した単位以外のものについては、前条第4項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部にあつてはその修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとし、法学研究科にあつては30単位（前条第4項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。ただし、専門職大学院設置基準第20条の7第6号にいう認定連携法曹基礎課程（以下「認定連携法曹基礎課程」という。）を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者がその入学前に当該法科大学院以外の専

門職大学院設置基準第20条の7第6号にいう認定連携法科大学院において履修した授業科目について修得した単位については、前条第4項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて46単位（同条第4項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で修得したものとみなすことができるものとする。

第53条の10 休学は、通算3年を超えることができない。

第53条の11 試験は、当該研究科又は教育部の定めるところによる。

第53条の12 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）の修了の要件は、同課程に2年（第53条の2第3項ただし書の規定により標準修業年限を1年以上2年未満の期間とする場合にあつては、当該期間）以上在学し、専攻科目につき医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部が定める30単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。この場合において、単位の修得以外の教育課程の履修を課すときは、当該履修の方法及びその学修の成果に係る評価の基準をあらかじめ学生に対し明示するものとする。

2 法科大学院の課程の修了の要件は、同課程に3年以上在学し、法学研究科が定める93単位以上を修得することとする。

3 在学年限は、4年（法科大学院にあつては6年）を超えることができない。長期履修の場合の在学年限についても同様とする。ただし、第53条の6第2項の規定により当該研究科又は教育部において同一年次に在学する年限を定めるときは、当該年限を超えることができない。

第53条の13 第53条の9第1項の規定により当該専門職大学院等に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該専門職大学院等において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専門職大学院等の教育課程の一部を履修したと認めるときは、その単位数、修得に要した期間その他当該研究科又は教育部が必要と認める事項を勘案して当該研究科又は教育部が認める期間は、1年を超えない範囲で、当該専門職大学院等の課程に在学したものとみなすことができる。ただし、第53条の2第3項ただし書の規定により1年以上2年未満の期間を標準修業年限とする場合において、当該専門職大学院の課程に在学したものとみなすことができる期間は、当該1年以上2年未満の期間から1年を減じた期間を超えることができない。

第53条の14 第53条の12第2項に定めるもののうち、法学研究科の定めるところにより、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下本条において「法学既修者」という。）に関しては、在学期間については1年を超えない範囲で当該法科大学院の課程に在学し、単位（法学研究科が定める必修科目の単位を含む。）については30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、法学研究科において、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（第1項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）は、第53条の8第4項及び第53条の9第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（第53条の8第4項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

4 認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者に関する第1項及び前項の規定の適用については、第1項中「30単位」とあるのは「46単位」と、前項中「第1項ただし書の規定により30単位」とあるのは「第1項ただし書の規定により46単位」と、「合わせて30単位」とあるのは「合わせて46単位」とする。

第53条の15 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第17条、第18条の2、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第4項、第30条ないし第34条、第36条第8項、第36条の2、第38条、第39条（第2号の場合に限る。）、第40条ないし第42条の3、第47条第1項及び第2項、第51条及び第52条の規定は、専門職大学院等学生の場合に準用する（法科大学院にあつては、第42条の2第3項、第42条の3第3項及び第51条第2項を除く。）。この場合において、第25条及び第32条第2項中「学部長」とあるのは「法学研究科長、医

学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第36条第8項、第36条の2、第38条第2項及び第39条（第2号の場合に限る。）中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第40条第1項中「研究科に転科（地球環境学舎及び経営管理教育部にあつては転部）」とあるのは「研究科又は教育部に、それぞれ、転科若しくは転部」と、「当該研究科」とあるのは「当該研究科又は教育部」と、同条第2項中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第41条中「研究科長（総合生存学館長、地球環境学舎長及び経営管理教育部長を含む。以下同じ。）」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第42条並びに第47条第1項及び第2項中「研究科長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と読み替えるものとする。

第4章 学位

第54条 学士試験に合格した者には、学士の学位を授与する。

第55条 修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 前項に規定するもののほか、一貫制博士課程において、第49条第1項に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも、修士の学位を授与することができる。

第55条の2 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）を修了した者には、修士（専門職）の学位を授与する。

2 法科大学院の課程を修了した者には、法務博士（専門職）の学位を授与する。

第56条 博士後期課程を修了した者、一貫制博士課程を修了した者並びに医学研究科及び薬学研究科の博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

第57条 前条に規定するもののほか、別に定めるところにより博士の学位の授与を申請して、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、学識の確認を経た者にも、前条と同様の学位を授与する。

第58条 この章に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生、特別交流学生等

第59条 外国人で第5条及び第37条によらないで学部又は大学院に入学しようとする者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより、外国学生として入学を許可することがある。

2 外国学生で学部又は大学院の課程を修了した者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより学位を授与する。

第60条 公の機関又は団体等から、その所属の職員につき、学修科目を定め、学部又は大学院に入学を願い出たときは、当該学部又は研究科等の定めるところにより、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生で所定の科目につき試験に合格した者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより、修了証書を授与する。

第61条 本学の学生以外の者で学部又は大学院において、1又は複数の科目の履修を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生で履修した科目につき、当該学部又は研究科等の定めるところにより試験のうえ、単位を与えることができる。

第62条 特定の科目を定め、学部又は大学院において、聴講を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生で聴講した科目につき、本人の希望があるときは、証明書を交付する。

第63条 他の大学、専門職大学若しくは外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この条において同じ。）の学生又は他の大学、専門職大学若しくは外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、特定の科目を定め、それぞれ、学部又は大学院において聴講を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 他の大学、専門職大学又は外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、大学院において研究指導を受けることを志望する者には、当該研究科の定めるところにより、特別研究学生として入学を許可することがある。

- 3 「大学院教育における大学間学生交流に関する協定書」（平成19年12月25日発効）に基づき、大学院において研究指導を受け、又は聴講を志望する者には、当該研究科の定めるところにより、特別交流学生として入学を許可することがある。
- 4 特別聴講学生又は特別交流学生として聴講した科目については、試験のうえ、単位を与える。
- 第63条の2 第61条、第62条並びに前条第1項及び第4項（特別聴講学生に限る。）の規定は、国際高等教育部の場合に準用する。この場合において、第61条第1項、第62条第1項及び前条第1項中「学部又は大学院」とあるのは「国際高等教育部」と、第61条第1項及び第2項、第62条第1項並びに前条第1項中「当該学部又は研究科等」とあるのは「国際高等教育部」と読み替えるものとする。
- 第64条 委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。
- 2 委託生、科目等履修生又は聴講生として入学する者は、入学に際して、所定の期日までに入学料を納めなければならない。特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学する者は、入学料の納付を要しない。
- 3 委託生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生の授業料は、履修又は聴講科目の単位数に応じて、特別研究学生の授業料は、研究指導を受ける期間の月数に応じて、それぞれ所定の期日までに納めなければならない。ただし、特別交流学生並びに次の各号に掲げる特別聴講学生及び特別研究学生は、授業料の納付を要しない。
- (1) 国立大学（国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき設置される大学で、当該大学との間ににおける学生の交流協定又は協議に基づき授業料の相互不徴収が確認できるものに限る。）の学生又は大学院の学生
 - (2) 本学と公立又は私立の大学又は専門職大学との間において締結した大学間相互単位互換協定（相互に授業科目を履修し、単位を修得することを認めるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる公立又は私立の大学又は専門職大学の学生
 - (3) 本学と公立又は私立の大学又は専門職大学との間において締結した大学間特別研究学生交流協定（相互に研究指導を受けることを認めるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる公立又は私立の大学又は専門職大学の大学院の学生
 - (4) 本学と外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この号において同じ。）との間において締結した大学間交流協定（学部若しくは研究科間の協定又は協定に準じるもの）を含み、相互に学生を受け入れるもので、その数、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる外国の大学の学生
- 4 前3項の規定にかかわらず、科目等履修生又は聴講生として入学を志望し、又は入学する国費外国人留学生は、検定料、入学料及び授業料の納付を、Kyoto University International Undergraduate Programにおける予備教育科目を履修するために国際高等教育部の聴講生として入学する者は、入学料及び授業料の納付を要しない。
- 5 受理した検定料、入学料及び授業料は、返還しない。
- 6 入学料又は授業料を納めないとときは、入学又は聴講若しくは研究指導を受けることを許可しない。
- 第65条 第4条、第6条、第8条、第9条、第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項ないし第5項及び第7項、第13条、第14条、第18条ないし第26条、第28条第1項、第2項及び第4項、第29条ないし第34条の規定は、学部の外国学生に準用する。
- 2 第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書、第2項及び第4項、第30条ないし第34条、第36条第8項、第36条の2、第38条、第40条ないし第42条、第42条の4ないし第50条の2、第51条第1項、第52条、第53条後段、第55条、第56条の規定は、大学院の外国学生に準用する。
- 3 第11条、第19条、第24条ないし第26条、第30条ないし第33条の規定は、学部の委託生、科目等履修生及び聴講生に準用する。
- 4 第11条、第19条、第24条ないし第26条、第30条ないし第33条、第40条、第4

1条、第44条第1項、第48条、第53条後段の規定は、大学院の委託生、科目等履修生及び聴講生に準用する。

- 5 第24条、第26条、第30条ないし第33条の規定は、学部の特別聴講学生に準用する。
- 6 第24条、第30条ないし第33条、第48条の規定は、大学院の特別聴講学生及び特別研究学生に準用する。

- 7 第24条、第31条ないし第33条、第48条の規定は、特別交流学生に準用する。
- 8 第11条、第19条、第24条ないし第26条、第30条ないし第33条の規定は国際高等教育院の科目等履修生及び聴講生に、第24条、第26条、第30条ないし第33条の規定は国際高等教育院の特別聴講学生に準用する。この場合において、第19条中「所属学部長」とあるのは「国際高等教育院長」と、第25条中「学部長」とあるのは「国際高等教育院長」と、第26条中「当該学部」とあるのは「国際高等教育院」と読み替えるものとする。

第66条 この章及び別に定めるもののほか、特定の学部又は研究科等において特定の方法により学修を志望する者については、当該学部又は研究科等の定めるところによる。

第6章 授業料等の額

第67条 第10条第1項及び第42条の2第1項の検定料並びに第12条第1項及び第42条の3第1項の入学料の額並びに第28条第1項及び第51条第1項の授業料の年額並びに第64条第1項の検定料、同条第2項の入学料及び同条第3項の授業料の額は、それぞれ学納金規程の定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、昭和28年4月1日から施行する。
- 2 昭和24年3月31日以前の入学者については、第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和27年3月31日以前の入学者については、第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 従前の規定による大学院は、従前の規定による大学の卒業者に限り、入学の資格あるものとする。
- 5 従前の規定による大学院学生は、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 昭和24年8月5日達示第13号制定の京都大学通則は、廃止する。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則

この規程は、令和3年9月15日から施行する。ただし、改正後の第45条、第46条の2及び第50条の規定は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 学部（第3条の2関係）

学部名	学科名	入学定員	収容定員
総合人間学部	総合人間学科	120	480
文学部	人文学科	220	880
教育学部	教育科学科	60 (10)	260
法学部		330 (10)	1, 340
経済学部	経済経営学科	240 (20)	1, 000
理学部	理学科	311	1, 244
医学部	医学科	107	642
	人間健康科学科	100 [17]	451
	計	207 [17]	1, 093
薬学部	薬科学科	65	260
	薬学科	15	120

	計	8 0	3 8 0
工学部	地球工学科 建築学科 物理工学科 電気電子工学科 情報学科 工業化学科 計	1 8 5 8 0 2 3 5 1 3 0 9 0 2 3 5 9 5 5	7 4 0 3 2 0 9 4 0 5 2 0 3 6 0 9 4 0 3, 8 2 0
農学部	資源生物科学科 応用生命科学科 地域環境工学科 食料・環境経済学科 森林科学科 食品生物科学科 計	9 4 4 7 3 7 3 2 5 7 3 3 3 0 0	3 7 6 1 8 8 1 4 8 1 2 8 2 2 8 1 3 2 1, 2 0 0
総計		2, 8 2 3 [1 7] (4 0)	1 1, 6 9 7

(備考) 入学定員の〔 〕を付したものは2年次編入学定員で外数、()を付したものは3年次編入学定員で外数

別表第2

1 大学院（第35条関係）

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程		合計 収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
文学研究科	文献文化学専攻	3 3	6 6	1 8	5 4	—	—	3 8 5
	思想文化学専攻	2 0	4 0	1 1	3 3	—	—	
	歴史文化学専攻	2 0	4 0	1 1	3 3	—	—	
	行動文化学専攻	1 8	3 6	1 0	3 0	—	—	
	現代文化学専攻	9	1 8	5	1 5	—	—	
	京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻	1 0	2 0	—	—	—	—	
	計	1 1 0	2 2 0	5 5	1 6 5	—	—	
教育学研究科	教育学環専攻	4 2	8 4	2 5	7 5	—	—	1 5 9
法学研究科	法政理論専攻	2 1	4 2	2 4	7 2	—	—	1 1 4
経済学研究科	経済学専攻	7 0	1 4 0	2 5	7 5	—	—	2 2 3
	京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻	8	8	—	—	—	—	
	計	7 8	1 4 8	2 5	7 5	—	—	
理学研究科	数学・数理解析専攻	5 2	1 0 4	2 0	6 0	—	—	1, 1 3 4
	物理学・宇宙物理学専攻	8 1	1 6 2	4 8	1 4 4	—	—	
	地球惑星科学専攻	5 0	1 0 0	2 5	7 5	—	—	

	化学専攻	6 1	1 2 2	3 2	9 6			
	生物科学専攻	7 4	1 4 8	4 1	1 2 3			
	計	3 1 8	6 3 6	1 6 6	4 9 8			
医学研究科	医学専攻	—	—	—	—	1 6 6	6 6 4	9 7 5
	医科学専攻	2 0	4 0	1 5	4 5			
	社会健康医学系専攻	—	—	1 2	3 6			
	人間健康科学系専攻	7 0	1 1 9	2 5	5 5			
	京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻	—	—	—	—	4	1 6	
	計	9 0	1 5 9	5 2	1 3 6	1 7 0	6 8 0	
薬学研究科	薬科学専攻	5 0	1 0 0	2 2	6 6	—	—	2 7 5
	薬学専攻	—	—	—	—	1 5	6 0	
	医薬創成情報科学専攻	1 4	2 8	7	2 1	—	—	
	計	6 4	1 2 8	2 9	8 7	1 5	6 0	
工学研究科	社会基盤工学専攻	5 8	1 1 6	1 7	5 1	—	—	1 , 9 6
	都市社会工学専攻	5 7	1 1 4	1 7	5 1	—	—	7
	都市環境工学専攻	3 6	7 2	1 0	3 0			
	建築学専攻	7 5	1 5 0	2 2	6 6			
	機械理工学専攻	5 9	1 1 8	1 6	4 8			
	マイクロエンジニアリング専攻	3 0	6 0	7	2 1			
	航空宇宙工学専攻	2 4	4 8	7	2 1			
	原子核工学専攻	2 3	4 6	9	2 7			
	材料工学専攻	3 8	7 6	1 0	3 0			
	電気工学専攻	3 8	7 6	1 0	3 0			
	電子工学専攻	3 5	7 0	1 0	3 0			
	材料化学専攻	2 9	5 8	9	2 7			
	物質エネルギー化学専攻	3 9	7 8	1 1	3 3			
	分子工学専攻	3 5	7 0	1 0	3 0			
	高分子化学専攻	4 6	9 2	1 5	4 5			
	合成・生物化学専攻	3 2	6 4	1 0	3 0			
	化学工学専攻	3 4	6 8	7	2 1			
	計	6 8 8	1 , 3 7 6	1 9 7	5 9 1			
農学研究科	農学専攻	3 3	6 6	8	2 4	—	—	8 7 6
	森林科学専攻	4 8	9 6	1 7	5 1			
	応用生命科学専攻	6 3	1 2 6	1 7	5 1			
	応用生物科学専攻	5 2	1 0 4	1 7	5 1			
	地域環境科学専攻	5 0	1 0 0	1 5	4 5			
	生物資源経済学専攻	2 4	4 8	8	2 4			
	食品生物科学専攻	3 3	6 6	8	2 4			
	計	3 0 3	6 0 6	9 0	2 7 0			

人間・環境学 研究科	人間・環境学専攻	1 6 4	1 6 4	6 8	6 8			5 3 2
	共生人間学専攻		6 9		5 6			
	共生文明学専攻			5 7	5 0			
	相関環境学専攻			3 8	3 0			
	計	1 6 4	3 2 8	6 8	2 0 4			
エネルギー 科学研究科	エネルギー社会・ 環境科学専攻	2 9	5 8	1 2	3 6			3 6 5
	エネルギー基礎科 学専攻	4 2	8 4	1 2	3 6			
	エネルギー変換科 学専攻	2 5	5 0	4	1 2			
	エネルギー応用科 学専攻	3 4	6 8	7	2 1			
	計	1 3 0	2 6 0	3 5	1 0 5			
アジア・アフ リカ地域研 究研究科	東南アジア地域研 究専攻	—	—	—	—	1 0	5 0	1 5 0
	アフリカ地域研究 専攻	—	—	—	—	1 2	6 0	
	グローバル地域研 究専攻	—	—	—	—	8	4 0	
	計	—	—	—	—	3 0	1 5 0	
情報学研究 科	情報学専攻	2 4 0	2 4 0	6 0	6 0	—	—	6 0 9
	知能情報学専攻		3 7	1 5	3 0			
	社会情報学専攻		3 6	1 4	2 8			
	先端数理科学専攻		2 0	6	1 2			
	数理工学専攻		2 2	6	1 2			
	システム科学専攻		3 2	8	1 6			
	通信情報システム 専攻		4 2	1 1	2 2			
	計	2 4 0	4 2 9	6 0	1 8 0			
生命科学研 究科	統合生命科学専攻	4 0	8 0	1 9	5 7	—	—	2 4 9
	高次生命科学専攻	3 5	7 0	1 4	4 2	—	—	
	計	7 5	1 5 0	3 3	9 9	—	—	
総合生存学 館	総合生存学専攻	—	—	—	—	2 0	1 0 0	1 0 0
地球環境学 舎	地球環境学専攻	—	—	1 3	3 9	—	—	1 4 8
	環境マネジメント 専攻	4 4	8 8	7	2 1	—	—	
	計	4 4	8 8	2 0	6 0	—	—	
経営管理教 育部	経営科学専攻	—	—	7	2 1	—	—	2 1

総計	2, 316	4, 603	886	2, 638	235	990	8, 231
----	--------	--------	-----	--------	-----	-----	--------

2 専門職大学院・法科大学院（第53条の2第5項関係）

研究科名	専攻名	専門職学位課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	
法学研究科	法曹養成専攻	160	480	480
医学研究科	社会健康医学系専攻	34	68	68
公共政策教育部	公共政策専攻	40	80	80
経営管理教育部	経営管理専攻	100	200	200
総計		334	828	828

人間・環境学研究科 開講科目表

科目名	単位	担当教員	備考
人間社会論のための映画学	2		
人間社会論のための精神分析学	2		
人間社会論のための死生学	2		
関係発達論1（教育分野に関する理論と支援の展開）	2	大倉得史	
関係発達論2（心理支援に関する理論と実践）	2	大倉得史	
生成無意識論1	2	松本卓也	
生成無意識論2	2	松本卓也	
<u>人間形成論1</u>	2	倉石一郎	
<u>人間形成論2</u>	2	倉石一郎	
人間形成史論1	2	石岡 学	
人間形成史論2	2	石岡 学	
人間形成論演習1	2	松本卓也	
人間形成論演習2	2	大倉得史	
人間形成論演習3	2	石岡 学	
人間形成論演習4	2	倉石一郎	
犯罪精神病理学（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2	松本卓也	
言語障害教育論1	2		
言語障害教育論2	2		
共生障害教育論1	2		
共生障害教育論2	2		
人間・社会行動論1	2	柴田 悠	
人間・社会行動論2	2	吉田 純	
社会心理学1	2	永田素彦	
社会心理学2（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2	永田素彦	
<u>社会行動論演習1</u>	2	永田素彦	
社会行動論演習2	2		
社会行動論演習3	2	柴田 悠	
社会行動論演習4	2	吉田 純	
社会調査のための統計学	2	溝口佑爾	
社会学演習	4	田中紀行	
ヒストリー・オヴ・アイディアズ1	2		
ヒストリー・オヴ・アイディアズ2	2		
動態映画文化論	2	木下千花	

科目名	単位	担当教員	備考
動態映画文化論2	2	木下千花	
動態映画文化論3	2	仁井田千絵	
動態映画文化論4	2	仁井田千絵	
制度・生活文化史1	2	上田泰史	
制度・生活文化史2	2	菅利恵	
メディア・スタディーズ1	2	木村智哉	
メディア・スタディーズ2	2		
メディア文化学（特殊講義）	2	堀潤之	
文化社会論演習1	2	仁井田千絵	
文化社会論演習1	2	上田泰史	
文化社会論演習2	2	菅利恵	
文化社会論演習2	2	木下千花・仁井田千絵	
文化社会論演習2	2	仁井田千絵・木下千花	
<u>自己存在論1</u>	2	安部 浩	
<u>自己存在論2</u>	2	安部 浩	
認識人間学1	2	青山拓央	
認識人間学2	2	青山拓央	
<u>哲学・文化史1</u>	2	戸田剛文	
哲学・文化史2	2	戸田剛文	
<u>人間実践論1</u>	2	佐藤義之	
<u>人間実践論2</u>	2	佐藤義之	
環境倫理学	2		
人間存在論演習1	2	佐藤義之、安部 浩、戸田剛文、青山拓央	
人間存在論演習2	2	佐藤義之、安部 浩、戸田剛文、青山拓央	
認識人間学演習1	2	青山拓央	
認識人間学演習2	2	青山拓央	
哲学・文化史演習1	2	戸田剛文	
哲学・文化史演習2	2	戸田剛文	
自己存在論演習1	2	安部 浩	
自己存在論演習2	2	安部 浩	
人間実践論演習1	2	佐藤義之	
人間実践論演習2	2	佐藤義之	
環境倫理学セミナー	2		
<u>芸術生成論1A</u>	2	武田宙也	
<u>芸術生成論1B</u>	2	武田宙也	
芸術生成論2A	2	杉山博昭	
芸術生成論2B	2	杉山博昭	
芸術存在論1	2		

科目名	単位	担当教員	備考
芸術存在論2	2		
舞台芸術論1	2	乗山智成	
舞台芸術論2	2	乗山智成	
創造行為論演習1A	2	武田宙也	
創造行為論演習1B	2	武田宙也	
創造行為論演習2A	2	鯖江秀樹	
創造行為論演習2B	2	鯖江秀樹	
創造行為論演習3	2	乗山智成	
英米文芸表象論A	2	小島基洋	
英米文芸表象論B	2	小島基洋	
英米文芸構造論A	2	廣野由美子	
英米文芸構造論B	2	廣野由美子	
ドイツ文芸思想論	2	須藤秀平	
文芸表象論演習1	2	小島基洋	
文芸表象論演習2	2	須藤秀平	
認知・行動科学総合演習1	1	認知・行動科学講座 教員	
認知・行動科学総合演習2	1	認知・行動科学講座 教員	
視覚認識論	2	齋木 潤	
認知機能論	2	小村 豊	
認知神経科学	2	月浦 崇	
比較認知文化論	2	内田由紀子	
認知科学演習1	2	月浦 崇	
認知科学演習2	2	小村 豊	
認知科学演習3	2	齋木 潤	
認知科学演習4	2	内田由紀子	
認知科学英語演習	2	内田由紀子、中山真孝、 DE ALMEIDA, Igor	
生理心理学	2	宮内 哲	
環境適応論	2		
神経化学	2		
行動神経科学	2		
行動発達論1	2		
行動発達論2(福祉分野に関する理論 と支援の展開)	2	田中真介	
身体運動学	2	久代恵介	
運動生理学	2	神崎素樹	
運動制御研究のための プログラミング演習	2	萩生翔大	
行動制御学演習1	2		

科目名	単位	担当教員	備考
行動制御学演習2	2	久代恵介	
行動制御学演習3	2		
行動制御学演習4	2	田中真介	
行動制御学演習5	2	神崎素樹	
行動制御学演習6	2	萩生翔大	
身体機能論	2		
運動医科学	2	林 達也	
身体機能論演習（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2	林 達也、船曳康子	
精神医科学1（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2	船曳康子	
精神医科学2（心の健康教育に関する理論と実践）	2	船曳康子	
心理実践実習1	6	船曳康子、大倉得史、松本卓也、田中真介、タジヤンニコラビール	
心理実践実習2	6	船曳康子、大倉得史、松本卓也、田中真介、タジヤンニコラビール、朴白順	
心理実践実習3	3	船曳康子、大倉得史、松本卓也、田中真介、タジヤンニコラビール、朴白順	
数理科学基礎演習	2	数理科学講座 教員	
数理科学特論A	2	小菌英雄	
数理現象解析論1	2	足立匡義	
数理現象解析論2	2	上木直昌	
非線型現象論	2	清水扇丈	
力学系理論1	2	角 大輝	
力学系理論2	2	木坂正史	
現象数理論演習1A	2	上木直昌	
現象数理論演習1B	2	上木直昌	
現象数理論演習2A	2	木坂正史	
現象数理論演習2B	2	木坂正史	
現象数理論演習3A	2	清水扇丈	
現象数理論演習3B	2	清水扇丈	
現象数理論演習4A	2	足立匡義	
現象数理論演習4B	2	足立匡義	
現象数理論演習5A	2	角 大輝	
現象数理論演習5B	2	角 大輝	
情報基礎論1	2	櫻川貴司	
情報基礎論2	2	櫻川貴司	
画像情報論	2	日置尋久	
計算基礎論1	2	立木秀樹	

科目名	単位	担当教員	備考
計算基礎論2	2	立木秀樹	
知的情報処理論	2	ディブレクト、マシュー・ジョセフ	
数理情報基礎論	2	ディブレクト、マシュー・ジョセフ	
科学的可視化	2	小山田耕二	
数理情報論演習1A	2	櫻川貴司	
数理情報論演習1B	2	櫻川貴司	
数理情報論演習2A	2	立木秀樹	
数理情報論演習2B	2	立木秀樹	
数理情報論演習3A	2	日置尋久	
数理情報論演習3B	2	日置尋久	
数理情報論演習4A	2	ディブレクト、マシュー・ジョセフ	
数理情報論演習4B	2	ディブレクト、マシュー・ジョセフ	
数理情報論演習5A	2	小山田耕二	
数理情報論演習5B	2	小山田耕二	
国際交流実習1	2	ディブレクト、マシュー・ジョセフ	
国際交流実習2	2	ディブレクト、マシュー・ジョセフ	
認知言語論1	2	谷口一美	
認知言語論2	2	谷口一美	
言語機能論1	2	守田貴弘	
言語機能論2	2	守田貴弘	
言語構造論1	2		
言語構造論2	2		
談話分析論	2	横森大輔	
言語情報科学演習1	2	谷口一美	
言語情報科学演習2	2	守田貴弘	
言語情報科学演習3	2		
言語比較論1	2	西脇麻衣子	
言語比較論2	2	河崎 靖	
自然言語論1	2	堀口大樹	
自然言語論2	2	堀口大樹	
音声科学論1	2		
音声科学論2	2		
言語比較論演習1	2	西脇麻衣子	
言語比較論演習2	2	堀口大樹	
言語比較論演習3	2		
言語比較論演習4	2	河崎 靖	
言語機能システム論	2		
学習システム論	2		

科目名	単位	担当教員	備考
外国語習得論1	2	中森誉之	
外国語習得論2	2	中森誉之	
外国語教育学1	2	ピーターソン, マーク	
外国語教育学2	2	ピーターソン, マーク	
外国語教育政策論1	2	西山教行	
外国語教育政策論2	2	西山教行	
日本語教育論1	2	牛川波都季	
日本語教育論2	2	牛川波都季	
外国語教育論演習1	2	ピーターソン, マーク	
外国語教育論演習2	2	中森誉之	
異文化理解教育論1	2	ダルスキー, デビッド	
異文化理解教育論2	2	ダルスキー, デビッド	
外国語教育授業研究論1	2	スチュワート, ティモシー	
外国語教育授業研究論2	2	スチュワート, ティモシー	
多言語社会言語教育論1	2	塚原信行	
多言語社会言語教育論2	2	塚原信行	
言語教育設計学1	2	柳瀬陽介	
言語教育設計学2	2	柳瀬陽介	
外国語教育測定評価論1	2	金丸敏幸	
外国語教育測定評価論2	2	金丸敏幸	
外国語教授法開発論1	2	笹尾洋介	
外国語教授法開発論2	2	笹尾洋介	
文明動態論1	2	小野寺史郎	
文明動態論2	2		
文明相関論1	2	細見和之	
文明相関論2	2	小林哲也	
文明構造論演習1	2	小野寺史郎	
文明構造論演習2	2		
文明構造論演習3	2	細見和之	
文明構造論演習4	2	小林哲也	
現代社会環境論1	2		
現代社会環境論2	2		
社会・経済・統計論1	2	柴山桂太	
社会・経済・統計論2	2	大黒弘慈	
現代社会論演習1	2		
現代社会論演習2	2	柴山桂太	
現代社会論演習3	2	大黒弘慈	
国際政治論1	2	斎藤嘉臣	

科目名	単位	担当教員	備考
国際政治論2	2	齋藤嘉臣	
国際関係法1	2		
国際関係法2	2		
多文化社会論1	2	藤岡真樹	
多文化社会論2	2	森口由香	
国家法システム論1	2	見平 典	
国家法システム論2	2	見平 典	
国際社会論演習1	2		
国際社会論演習2	2		
国際社会論演習3	2	齋藤嘉臣	
国際社会論演習4	2	見平 典	
国際社会論演習5	2	森口由香	
文化交渉複合論1	2	勝又直也	
文化交渉複合論2	2	勝又直也	
東アジア比較思想論1	2	小倉紀蔵	
東アジア比較思想論2	2	小倉紀蔵	
多文化複合論演習1	2	小倉紀蔵	
多文化複合論演習2	2	勝又直也	
多文化複合論演習3	2		
東アジア文化交渉論1	2	太田 出	
東アジア文化交渉論2	2	太田 出	
東アジア比較文芸論1	2	津守 陽	
東アジア比較文芸論2	2	津守 陽	
地域文明論演習1	2	太田 出	
地域文明論演習3	2	津守 陽	
ポストコロニアル思想文化論1	2	岡 真理	
ポストコロニアル思想文化論2	2	岡 真理	
パラダイム文明論1	2	中筋 朋	
パラダイム文明論2	2	中筋 朋	
近代移民史1	2	徳永 悠	
近代移民史2	2	徳永 悠	
テクスト生成文化論1	2		
テクスト生成文化論2	2		
文明交流論演習1A	2	岡 真理	
文明交流論演習1B	2	岡 真理	
文明交流論演習2A	2	中筋 朋	
文明交流論演習2B	2	中筋 朋	
文明交流論演習3A	2	徳永 悠	

科目名	単位	担当教員	備考
文明交流論演習3B	2	徳永 悠	
文化・地域環境方法論	2	文化・地域環境論講座 教員	
身体感覚論1	2	風間計博	
身体感覚論2	2	岩谷彩子	
文化実践論1	2	デ・アントニ、アンドレア	
文化実践論2	2	石井美保	
文化人類学演習1A	2	岩谷彩子	
文化人類学演習1B	2	岩谷彩子	
文化人類学演習2A	2	風間計博	
文化人類学演習2B	2	風間計博	
文化人類学演習3A	2	デ・アントニ、アンドレア	
文化人類学演習3B	2	デ・アントニ、アンドレア	
文化人類学演習4A	2	石井美保	
文化人類学演習4B	2	石井美保	
<u>地域構造論1</u>	2	山村亜希	
<u>地域構造論2</u>	2	山村亜希	
<u>地域形成論1</u>	2	小島泰雄	
<u>地域形成論2</u>	2	小島泰雄	
空間情報論1	2		
空間情報論2	2		
歴史地域論	2	関戸 明子	
経済空間論	2		
<u>地域空間論演習1</u>	2	小島泰雄、山村亜希	
<u>地域空間論演習2</u>	2	小島泰雄、山村亜希	
<u>地域空間論演習3</u>	2	小島泰雄	
<u>地域空間論演習4</u>	2	山村亜希	
<u>環境造形論1</u>	2	中嶋節子	
<u>環境造形論2</u>	2	中嶋節子	
<u>生活環境構成論1</u>	2	前田昌弘	
<u>生活環境構成論2</u>	2	前田昌弘	
東洋建築史論1	2		
東洋建築史論2	2		
環境風土論1	2		
環境風土論2	2	井原縁	
環境風土論演習1	2		
環境風土論演習2	2	井原縁	
東洋建築史論演習1	2		
東洋建築史論演習2	2		

科目名	単位	担当教員	備考
生活環境構成論演習1	2	前田昌弘	
生活環境構成論演習2	2	前田昌弘	
環境造形論演習1	2	中嶋節子	
環境造形論演習2	2	中嶋節子	
環境構成論演習A	2	中嶋節子・前田昌弘	
環境構成論演習B	2	中嶋節子・前田昌弘	
保存科学論1	2		
保存科学論2	2		
環境考古学論1	2	山崎 健	
環境考古学論2	2	山崎 健	
史料学論1	2	馬場 基	
史料学論2	2	馬場 基	
原始・古代精神文化論	2	玉田芳英	
埋蔵文化財調査・研究・保護論	2	清野 孝之	
文化遺産学演習1A	2	清野 孝之	
文化遺産学演習1B	2	清野 孝之	
文化遺産学演習2A	2	玉田芳英	
文化遺産学演習2B	2	玉田芳英	
文化遺産学演習3A	2	馬場 基	
文化遺産学演習3B	2	馬場 基	
文化遺産学演習4A	2	山崎 健	
文化遺産学演習4B	2	山崎 健	
文化遺産学演習5A	2		
文化遺産学演習5B	2		
歴史文化社会論	2	合田昌史、道坂昭廣、池田寛子	
欧米歴史社会論1A	2	合田昌史	
欧米歴史社会論1B	2	合田昌史	
欧米歴史社会論2A	2	佐藤公美	
欧米歴史社会論2B	2	佐藤公美	
日本歴史社会論1A	2	吉江 崇	
日本歴史社会論1B	2	吉江 崇	
日本歴史社会論2A	2	熊谷 隆之	
日本歴史社会論2B	2	熊谷 隆之	
歴史社会論特殊講義A	2		
歴史社会論特殊講義B	2		
Contemporary and Modern History I	2	バッテ・パッラ ヴィ・カムラカル	
Contemporary and Modern History II	2	バッテ・パッラ ヴィ・カムラカル	
歴史社会論演習1A	2	吉江 崇	

科目名	単位	担当教員	備考
歴史社会論演習1B	2	吉江 崇	
歴史社会論演習2A	2	熊谷 隆之	
歴史社会論演習2B	2	熊谷 隆之	
歴史社会論演習3A	2	佐藤公美	
歴史社会論演習3B	2	佐藤公美	
歴史社会論演習4A	2	合田昌史	
歴史社会論演習4B	2	合田昌史	
中国社会論1A	2	辻 正博	
中国社会論1B	2	辻 正博	
中国社会論2A	2	福谷 彰	
中国社会論2B	2	福谷 彰	
中国文化論1A	2	松江 崇	
中国文化論1B	2	松江 崇	
中国文化論2A	2	道坂昭廣	
中国文化論2B	2	道坂昭廣	
日本文化表現論1A	2	佐野 宏	
日本文化表現論1B	2	佐野 宏	
日本文化表現論2A	2	長谷川千尋	
日本文化表現論2B	2	長谷川千尋	
日本文化表現論3A	2	須田千里	
日本文化表現論3B	2	須田千里	
日本文化表現論4A	2	峯村至津子	
日本文化表現論4B	2	峯村至津子	
人文情報学1A	2	安岡孝一	
人文情報学1B	2	安岡孝一	
東アジア人文情報学2A	2	ウイッテルン, クリスティアン	
東アジア人文情報学2B	2	ウイッテルン, クリスティアン	
東アジア文献論A	2	宮宅 潔	
東アジア文献論B	2	宮宅 潔	
東アジア文化論演習1A	2	松江 崇	
東アジア文化論演習1B	2	松江 崇	
東アジア文化論演習2A	2	道坂昭廣	
東アジア文化論演習2B	2	道坂昭廣	
東アジア文化論演習3A	2	辻 正博	
東アジア文化論演習3B	2	辻 正博	
東アジア文化論演習4A	2	佐野 宏	
東アジア文化論演習4B	2	佐野 宏	
東アジア文化論演習5A	2	福谷 彰	

科目名	単位	担当教員	備考
東アジア文化論演習5B	2	福谷 彰	
東アジア文化論演習6A	2	須田千里	
東アジア文化論演習6B	2	須田千里	
東アジア文化論演習7A	2	長谷川千尋	
東アジア文化論演習7B	2	長谷川千尋	
東アジア文化論演習8A	2	本井牧子	
東アジア文化論演習8B	2	本井牧子	
イギリス近現代文化論1A	2	合田典世	
イギリス近現代文化論1B	2	合田典世	
イギリス近現代文化論2A	2	桂山康司	
イギリス近現代文化論2B	2	桂山康司	
イギリス近現代文化論3A	2	池田寛子	
イギリス近現代文化論3B	2	池田寛子	
イギリス近現代文化論4A	2		
イギリス近現代文化論4B	2		
西歐文化論演習1A	2	合田典世	
西歐文化論演習1B	2	合田典世	
西歐文化論演習2A	2	桂山康司	
西歐文化論演習2B	2	桂山康司	
西歐文化論演習3A	2	池田寛子	
西歐文化論演習3B	2	池田寛子	
西歐文化論演習4A	2		
西歐文化論演習4B	2		
生活造形分析論1	2	永島明子	
生活造形分析論2	2		
中世・近世芸術比較論1	2	山川 曜	
中世・近世芸術比較論2	2	山川 曜	
文化財保存・展示技術論	2	浅湫 毅	
宗教美術調査法論	2	大原嘉豊	
有形文化財調査法論1	2	尾野善裕	
有形文化財調査法論2	2	尾野善裕	
博物館文化財学演習1	2	尾野善裕、山川 曜、浅湫 毅、大原嘉豊、永島明子	
博物館文化財学演習2	2	尾野善裕、山川 曜、浅湫 毅、大原嘉豊、永島明子	
総合フィールド特別演習	2	宮下英明 他	
先端化学物質科学	2	化学系教員	
社会制度論1	2	佐野 亘	
社会制度論2	2	佐野 亘	
社会環境制度評価論1	2	浅野耕太	

科目名	単位	担当教員	備考
社会環境制度評価論2	2	浅野耕太	
社会法システム論1（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	2	小畠史子	
社会法システム論2（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	2	小畠史子	
社会構想論1	2	広井良典	
社会構想論2	2	広井良典	
共生社会環境論演習1A	2	小畠史子	
共生社会環境論演習1B	2	小畠史子	
共生社会環境論演習2A	2	浅野耕太	
共生社会環境論演習2B	2	浅野耕太	
共生社会環境論演習3A	2	佐野 亘	
共生社会環境論演習3B	2	佐野 亘	
共生社会環境論演習4A	2	広井良典	
共生社会環境論演習4B	2	広井良典	
分子変換環境論1	2	藤田健一	
分子変換環境論2	2	藤田健一	
分子生体相関論1	2	小松直樹	
分子生体相関論2	2		
分子環境影響論1	2	津江広人	
分子環境影響論2	2	廣戸 聰	
分子環境相関論演習1	2	小松直樹、津江広人、藤田健一、廣戸 聰	
分子環境相関論演習2	2	小松直樹、津江広人、藤田健一、廣戸 聰	
生命環境共生論1	2	土屋 徹	
生命環境共生論2	2	宮下英明	
ゲノム損傷応答学	2		
ゲノム修復動態学	2		
生体機能相関論	2	川本卓男	
生命環境相関論演習1	2	宮下英明、川本卓男、土屋 徹	
生命環境相関論演習2	2	宮下英明、川本卓男、土屋 徹	
生物多様性科学1	2	西川完途	
生物多様性科学2	2	瀬戸口浩彰	
生物環境動態論1	2		
生物環境動態論	2	市岡孝朗	
ウイルス多様性科学	4	三浦智行	
植物多様性科学演習1	2	瀬戸口浩彰	
植物多様性科学演習2	2	瀬戸口浩彰	
生物環境動態論演習1	2	市岡孝朗、西川完途	
生物環境動態論演習2	2	市岡孝朗、西川完途	

科目名	単位	担当教員	備考
ウイルス多様性科学演習1	2	三浦智行	
ウイルス多様性科学演習2	2	三浦智行	
<u>地球環境物質学1</u>	2	小木曾 哲	
<u>地球環境物質学2</u>	2	石村 豊穂	
地球圏動態学2	2		
宇宙環境動態学1	2		
宇宙環境動態学2	2		
大気化学1	2	梶井克純	
大気化学2	2	梶井克純	
<u>地球環境物質学（内部）演習1</u>	2	小木曾 哲	
<u>地球環境物質学（内部）演習2</u>	2	小木曾 哲	
<u>地球環境物質学（表層）演習1</u>	2	石村 豊穂	
<u>地球環境物質学（表層）演習2</u>	2	石村 豊穂	
地球圏動態学（流体圏）演習1	2		
地球圏動態学（流体圏）演習2	2		
宇宙環境動態学演習1	2		
宇宙環境動態学演習2	2		
大気化学演習1	2	梶井克純	
大気化学演習2	2	梶井克純	
物質相関論総論	2	物質相関論講座教員	
素粒子物性相関論1	2	舟橋春彦	
素粒子物性相関論2	2	舟橋春彦	
<u>強相関電子物性論1</u>	2	藤原直樹	
<u>強相関電子物性論2</u>	2	藤原直樹	
<u>光・物質相関論1</u>	2	木下俊哉	
<u>光・物質相関論2</u>	2	木下俊哉	
<u>量子物性基礎論1</u>	2	森成隆夫	
<u>量子物性基礎論2</u>	2	森成隆夫	
<u>固体電子構造論1</u>	2	吉田鉄平	
<u>固体電子構造論2</u>	2	吉田鉄平	
低次元物質科学論1	2	高木紀明	
低次元物質科学論2	2	高木紀明	
物質物性相関論演習1A	2	高木紀明	
物質物性相関論演習1B	2	高木紀明	
物質物性相関論演習2A	2	舟橋春彦	
物質物性相関論演習2B	2	舟橋春彦	
<u>物質物性相関論演習3A</u>	2	藤原直樹	
<u>物質物性相関論演習3B</u>	2	藤原直樹	

科目名	単位	担当教員	備考
物質物性相関論演習4A	2	木下俊哉	
物質物性相関論演習4B	2	木下俊哉	
物質物性相関論演習4C	2	木下俊哉	
物質物性相関論演習4D	2	木下俊哉	
物質物性相関論演習5A	2	森成隆夫	
物質物性相関論演習5B	2	森成隆夫	
物質物性相関論演習6A	2	吉田鉄平	
物質物性相関論演習6B	2	吉田鉄平	
エネルギー物質変換論1	2	内本喜晴	
エネルギー物質変換論2	2	内本喜晴	
光機能性材料設計論1	2	田部勢津久	
光機能性材料設計論2	2	田部勢津久	
材料プロセス論1	2	中村敏浩	
材料プロセス論2	2	中村敏浩	
触媒設計論1	2	吉田寿雄	
触媒設計論2	2	吉田寿雄	
物質機能相関論演習1A	2	内本喜晴	
物質機能相関論演習1B	2	内本喜晴	
物質機能相関論演習1C	2	内本喜晴	
物質機能相関論演習1D	2	内本喜晴	
物質機能相関論演習2A	2	田部勢津久	
物質機能相関論演習2B	2	田部勢津久	
物質機能相関論演習2C	2	田部勢津久	
物質機能相関論演習2D	2	田部勢津久	
物質機能相関論演習3A	2	中村敏浩	
物質機能相関論演習3B	2	中村敏浩	
物質機能相関論演習3C	2	中村敏浩	
物質機能相関論演習3D	2	中村敏浩	
物質機能相関論演習4A	2	吉田寿雄	
物質機能相関論演習4B	2	吉田寿雄	
物質機能相関論演習4C	2	吉田寿雄	
物質機能相関論演習4D	2	吉田寿雄	

知能情報学コース

修了に必要な単位数

科目区分	履修区分	単位数	備考
研究指導科目	必修	8	知能情報学特殊研究1、同2
研究科共通展望科目	選択必修	2以上 4以下	
自コースセミナー科目	選択必修	4	知能情報学セミナーI, II, III, IV より選択(注4)
自コース開設科目	選択	6以上	
合計		30以上	

(注1) 下記の表に無い、他コース開設科目・他研究科開設科目・及び大学院共通・横断教育開講科目については、指導教員の承認があれば10単位までに限り修了に必要な単位として認定される。

(注2) 下記の表でEと表記されている授業科目は英語だけでも履修できる。同一内容の日本語名の授業科目がある場合には、英語授業科目または日本語授業科目のいずれか一方のみ単位認定される。

(注3) 履修にあたっては、別途配布の「履修の手引き」を参照の上、必ず指導教員の履修指導を受けること。

(注4) 知能情報学セミナーIIおよびIVは修士2年次配当科目である。知能情報学セミナーI～IVは合計4単位まで単位認定される。

	授業科目名	担当教員	毎週時数		単位	備考
			前	後		
研究指導科目	知能情報学特殊研究1	指導教員			2	E 必修・通年(修士1年次配当)
	知能情報学特殊研究2	指導教員			6	E 必修・通年(修士2年次配当)
研究科共通展望科目	情報学展望1	岡部・小谷	2		2	選択必修・ 2単位以上 4単位以下
	情報学展望2	河原 他	2		2	
	情報学展望3	外国人客員教員(未定)	2		2	E
	情報学展望4	外国人客員教員(未定)		2	2	
	情報学展望5	Chu・Jansson・林(冬)・Even・ Douglas		2	2	E 選択必修・2単位以上4 単位以下
	プラットフォーム学展望	原田(博)・プログラム担当教員		2	2	
	計算科学入門	山下・佐藤(寛)・牛島・ 藤原・榎本	2		2	
	計算科学演習A	佐藤(寛)	1		1	
	情報と知財	田島・谷川・宮脇		2	2	
	イノベーションと情報	前川(佳)	2		2	
情報分析・管理論	情報分析・管理論	杉山・増田	2		2	前期・後期同内容
	情報分析・管理論	杉山・増田		2	2	
	情報分析・管理演習	杉山・増田	1		1	前期・後期同内容
	情報分析・管理演習	杉山・増田		1	1	
情報学による社会貢献	情報学による社会貢献	研究科長			(1)	E 実習45時間
	情報学におけるインターンシップ	研究科長			(1)	E 実習45時間

コース基礎科目 コース開設科目 コース専門科目	認知科学基礎論	熊田・西田・佐藤(弥)・中島・水原・三好	2		2	(修士1年次配当)
	情報科学基礎論	山本(章)・鹿島・黒橋・河原・西野・中村・森(信)	2		2	計算機科学・情報科学系出身学生は除く
	生命情報学基礎論	阿久津・田村・細川・前川(真)・森(智)	2		2	
	認知科学演習	神谷・熊田・西田		(2)	2	E (修士1年次配当)
	計算論的認知神経科学	中原・佐藤(弥)・熊田・市瀬	2		2	
	計算論的学習理論	山本(章)		2	2	E
	パターン認識特論	河原・西野・延原・吉井	2		2	E
	音声情報処理特論	河原・加藤(宏)・吉井		2	2	E
	言語情報処理特論	黒橋・森(信)・村脇	2		2	E
	コンピュータビジョン	西野・延原・Kastner	2		2	E
	ビジュアルインターフェース	中村・近藤		2	2	
	統計的学習理論	鹿島・山田	2		2	E
	生命情報学特論	阿久津・田村・森(智)		2	2	
	知能情報学セミナーI	全員	2		2	E
	知能情報学セミナーII	全員	2		2	E
	知能情報学セミナーIII	全員		2	2	E
	知能情報学セミナーIV	全員		2	2	E

*の付された科目については、指導教員の承認があれば知能情報学コースの学生の研究科修了に必要な単位として算入できる

デザイン学科目

授業科目名	担当教員	毎週時数		単位	
		前	後		
インフォメーションデザイン論※	黒橋・伊藤	2		2	デザイン学共通科目
情報通信技術のデザイン※	佐藤(高)・石田・神田・村上		2	2	通信情報システム専攻開設科目(デザイン学領域科目)
問題発見型/解決型学習(FBL/PBL) 1	プログラム担当教員			1	
問題発見型/解決型学習(FBL/PBL) 2	プログラム担当教員			1	デザイン学共通実習科目

(注1) 「(社)情報システム分析論」の履修により、従来デザイン学共通科目として挙げていた「フィールド分析法」の履修とみなす。

プラットフォーム学科目

授業科目名	担当教員	毎週時数		単位	
		前	後		
プラットフォーム学セミナー※	原田(博)・プログラム担当教員	2		2	

社会情報学コース

修了に必要な単位数

科目区分	履修区分	単位数	備考
研究指導科目	必修	10	社会情報学特殊研究1、同2
研究科共通展望科目	選択必修	2	
コース基礎科目	必修	6	
自コース開設科目	選択	4以上	専攻基礎科目を除く
合計		30以上	

(注1) 下記の表に無い、他コース開設科目・他研究科開設科目・及び大学院共通・横断教育開講科目については、指導教員の承認があれば6単位までに限り修了に必要な単位として認定される。

(注2) 半期で履修登録できる合計単位数の上限は、研究指導科目を除き14単位とする。ただし、指導教員が研究指導上必要と認める場合はこの限りではない。

(注3) 下記の表でEと表記されている授業科目は英語だけでも修得できる講義科目である。同一内容の日本語名の授業科目がある場合には、英語授業科目または日本語授業科目のいずれか一方のみ単位認定される。

(注4) 令和2年10月以前の入学者は、情報システム設計論をコース基礎科目(必修科目)と見なし、修了に必要なコース基礎科目の単位数を8単位とする。情報システム設計論未履修者はマルチエージェントシステムを履修すること。

(注5) 情報システム設計論を既修得の場合は、科目内容の重複があるためマルチエージェントシステムは増加単位(修了に必要な単位としてカウントされない)となるので注意すること。

	授業科目名	担当教員	毎週時数		単位	備考	
			前	後			
研究指導科目	社会情報学特殊研究1	指導教員			5	E	必修・通年(修士1年次配当)
	社会情報学特殊研究2	指導教員			5	E	必修・通年(修士2年次配当)
研究科共通展望科目	情報学展望1	岡部・小谷	2	2			選択必修2単位
	情報学展望2	河原 他	2	2			
	情報学展望3	外国人客員教員(未定)	2	2	E		今年度不開講
	情報学展望4	外国人客員教員(未定)		2	E		
	情報学展望5	Chu・Jansson・林(冬)・Even・Douglas		2	E		選択必修2単位
	プラットフォーム学展望	原田(博)・プログラム担当教員	2	2			
	計算科学入門	山下・佐藤(寛)・牛島・藤原・榎本	2	2			
	計算科学演習A	佐藤(寛)	1	1			
	情報と知財	田島・谷川・宮脇		2	2		
	イノベーションと情報	前川(佳)	2	2			
	情報分析・管理論	杉山・増田	2	2			前期・後期同内容
	情報分析・管理論	杉山・増田		2	2		
	情報分析・管理演習	杉山・増田	1	1			前期・後期同内容
	情報分析・管理演習	杉山・増田		1	1		
	情報学による社会貢献	研究科長			(1)	E 実習45時間	
	情報学におけるインターンシップ	研究科長			(1)	E 実習45時間	

コース開設科目	コース基礎科目	情報社会論	大手・神田・伊藤	2		2	E	(修士1年次配当) 日本語講義・英語講義を行う
		Information System Analysis	神田・大手・松井・山内・馬・Brscic・Seo・小山・西澤	2		2	E	(修士1年次配当) 日本語講義・英語講義を行う
		情報システム論実習	吉川(正)・曹・神田・伊藤・蟻坂・Hadfi・Vincenot	(3)		2	E	(修士1年次配当) 日本語講義・英語講義を行う
コース開設科目	コース専門科目	Multiagent Systems	伊藤		2	2	E	英語の講義を実施し同じ教室で日本語でのサポートも行う
		分散情報システム	吉川(正)・馬		2	2	E	開講は令和4年度限り
		ヒューマンロボットインターラクション	神田		2	2		
		Biosphere Informatics	大手・小山・西澤・Vincenot		2	2	E	(修士1年次配当) 日本語講義・英語講義を行う
		防災情報特論	矢守・畠山・大西・廣井	2		2		
		危機管理特論	畠山・多々納・Samaddar・廣井		2	2		
		医療情報学	黒田(知)		2	2		
		ビジネス情報論	木下		2	2		
		情報教育特論	緒方・Flanagan・Majumdar		2	2		
		分散システム	首藤		2	2	E	
		暗号と情報社会	阿部・Tibouchi・神田・谷			2		集中講義
		ユーザーエクスペリエンス	山下			2	E	集中講義
		サービスモデリング論	嶋田		2	2		
		問題発見型/解決型学習(FBL/PBL)1	プログラム担当教員			1		前期集中
		問題発見型/解決型学習(FBL/PBL)2	プログラム担当教員			1		後期集中

以下のデザイン学科目、医療データ取扱専門家育成コース(KUEP-DHI)科目、プラットフォーム学科目において、※の付された授業科目については、指導教員の承認があれば社会情報学コースの学生の研究科修了に必要な単位として算入できる

デザイン学科目

授業科目名	担当教員	毎週時数		単位	備考
		前	後		
インフォメーションデザイン論※	黒橋・伊藤	2		2	デザイン学共通科目
情報通信技術のデザイン※	佐藤(高)・石田・神田・村上		2	2	通信情報システム専攻開設科目(デザイン学領域科目)
問題発見型/解決型学習(FBL/PBL) 1※	プログラム担当教員			1	前期集中
問題発見型/解決型学習(FBL/PBL) 2※	プログラム担当教員			1	後期集中

医療データ取扱専門家育成コース(KUEP-DHI)科目（他研究科開設科目）

授業科目名	担当教員	毎週時数		単位	備考
		前	後		
医療データ分析学※	黒田・森田・山田			2	前期集中 KUEP-DHI必修科目
医療情報法制学※	黒田・曾我部・森・山本		2	2	KUEP-DHI必修科目
医療情報学実習※	黒田・森・山本		2	2	KUEP-DHI必修科目

プラットフォーム学科目

授業科目名	担当教員	毎週時数		単位	備考
		前	後		
プラットフォーム学セミナー※	原田(博)・プログラム担当教員	2		2	

先端数理科学コース

修了に必要な単位数

科目区分	履修区分	単位数	備考
研究指導科目	必修	8	数理科学特殊研究Ⅰ、同Ⅱ
研究科共通科目	選択必修	2以上4以下	下表(科目表)の研究科共通科目中◎科目のみ
自コース開設科目	選択	8以上	
合計		30以上	

(注1)修了に関わる専攻外の科目については、コースの定めるところにより、各自の指導教員が認めたものに限る。

(注2)セミナー科目の履修は、コースの院生で専攻会議で認められた者に限る。

(注3)情報学研究科が開設するその他の科目、デザイン学科目および◎印以外の研究科共通科目を履修しても、修了に必要な単位としては認めない。2020年度以前に入学した者には、既修得の「計算科学入門」と「計算科学演習A」は、修了に必要な単位として算入する。

	授業科目名	担当教員	毎週時数		単位	備考
			前	後		
研究指導科目	数理科学特殊研究Ⅰ	指導教員			2	必修・通年(修士1年次配当)
	数理科学特殊研究Ⅱ	指導教員			6	必修・通年(修士2年次配当)
研究科共通展望科目	◎情報学展望1	岡部・小谷	2		2	選択必修・2単位以上4単位以下
	◎情報学展望2	河原他	2		2	
	◎情報学展望3	外国人客員教員(未定)	2		2	E
	◎情報学展望4	外国人客員教員(未定)		2	2	E
	◎情報学展望5	Chu・Jansson・林(冬)・Even・Douglas		2	2	E
研究科共通科目	◎プラットフォーム学展望	原田(博)・プログラム担当教員		2	2	
	計算科学入門	山下・佐藤(寛)牛島・藤原・榎本	2		2	
	計算科学演習A	佐藤(寛)	1		1	
	◎情報と知財	田島・谷川・宮脇		2	2	
	イノベーションと情報	前川(佳)	2		2	
	情報分析・管理論	杉山・増田	2		2	前期・後期同内容
	情報分析・管理論	杉山・増田		2	2	
	情報分析・管理演習	杉山・増田	1		1	前期・後期同内容
	情報分析・管理演習	杉山・増田		1	1	
	情報学による社会貢献	研究科長			(1)	E 実習45時間
コース基礎科目	情報学におけるインターナンシップ	研究科長			(1)	E 実習45時間
	○応用解析学通論A	久保	2		2	奇数年度開講
	□応用解析学通論B	久保	2		2	偶数年度開講
	○非線形物理学通論A	青柳・寺前・宮崎	2		2	奇数年度開講
	□非線形物理学通論B	青柳・寺前・○宮崎	2		2	偶数年度開講
	○応用数理学通論A	○田口・辻	2		2	奇数年度開講
	□応用数理学通論B	吉川(仁)	2		2	偶数年度開講

コース専門科目 コース開設科目	○微分方程式特論A	藤原		<u>2</u>	<u>2</u>	奇数年度開講
	□微分方程式特論B	藤原		<u>2</u>	<u>2</u>	偶数年度開講
	○非線型解析特論A	木上・ [○] 白石		<u>2</u>	<u>2</u>	奇数年度開講
	□非線型解析特論B	[○] 木上・白石		<u>2</u>	<u>2</u>	偶数年度開講
	応用解析学特論 I	藤原		<u>1</u>	<u>1</u>	E 開講日注意
	応用解析学特論 II	[○] 木上・白石		<u>1</u>	<u>1</u>	開講日注意
	○非線形力学特論A	筒		2	2	奇数年度開講
	□非線形力学特論B	寺前		2	2	偶数年度開講
	○非平衡物理学特論A	宮崎(修次)		2	2	奇数年度開講
	□非平衡物理学特論B	青柳		2	2	偶数年度開講
	非線形物理学特論 I	唐木田			1	集中講義
	非線形物理学特論 II	原田(健)		2	1	開講日注意
	○計算力学特論A	[○] 吉川(仁)・新納		<u>2</u>	<u>2</u>	奇数年度開講
	□計算力学特論B	[○] 吉川(仁)・新納		<u>2</u>	<u>2</u>	偶数年度開講
	○数理科学特論A	田口・ [○] 辻		<u>2</u>	<u>2</u>	奇数年度開講
	□数理科学特論B	[○] 田口・辻		<u>2</u>	<u>2</u>	偶数年度開講
	応用数理学特論 I	田口・ [○] 辻		<u>1</u>	<u>1</u>	開講日注意
	応用数理学特論 II	吉川(仁)・ [○] 新納		<u>1</u>	<u>1</u>	開講日注意
セミナー科目	応用解析学セミナー I	木上・藤原・白石・久保・川越	(2)	(2)	4	通年(修士1年次配当)
	応用解析学セミナー II	木上・藤原・白石			4	通年(修士2年次配当)
	非線形物理学セミナー I	[○] 青柳・寺前・宮崎(修次)・筒・原田(健)	(2)	(2)	4	通年(修士1年次配当)
	非線形物理学セミナー II	[○] 青柳・寺前			4	通年(修士2年次配当)
	応用数理学セミナー I	[○] 田口・吉川(仁)・辻・新納	(2)	(2)	4	通年(修士1年次配当)
	応用数理学セミナー II	[○] 田口・吉川(仁)・辻			4	通年(修士2年次配当)

補足:セミナー科目のIIは随時開講され、年間60時間を行う。開講時期等については、担当者と相談すること。

○が付いている教員は科目責任者である。

プラットフォーム学科目

授業科目名	担当教員	毎週時数		単位	
		前	後		
プラットフォーム学セミナー	原田(博)・プログラム担当教員	2		2	

補足:修了要件への算入については、「自コース開設科目」以外の科目として扱う。

数理工学コース

修了に必要な単位数

科 目 区 分	履修区分	単位数	備 考
研究指導科目	必修	10	数理工学特別研究1、同2
研究科共通展望科目	選択必修	2	
自コース開設科目 (研究科共通科目「計算科学入門」及び他コース開設の推奨科目を含む)	選択	12以上	コース開設科目及び研究科共通科目「計算科学入門」を計8単位以上含むこと
合計		30以上	

(注1) 本欄で指定しない他コース開設科目、他研究科開設科目及び大学院共通・横断教育開講科目、ならびに本欄にある研究科共通科目(研究科共通展望科目と「計算科学入門」を除く)、デザイン学科目のうち※が付された科目については、指導教員の承認があれば6単位までに限り修了に必要な単位として認定される。

(注2) 下記の表でEと表記されている授業科目は英語だけでも履修できる。

(注3) セミナー科目の履修は、専攻内院生でコース会議で認められたものに限る。

	授業科目名	担当教員	毎週時数		単位	備考
			前	後		
研究指導科目	数理工学特別研究1	指導教員			5	E 必修・通年(修士1年次配当)
	数理工学特別研究2	指導教員			5	E 必修・通年(修士2年次配当)
研究科共通展望科目	情報学展望1	岡部・小谷	2		2	選択必修2単位
	情報学展望2	河原 他	2		2	
	情報学展望3	外国人客員教員(未定)	2		2	E 今年度不開講
	情報学展望4	外国人客員教員(未定)		2	2	
	情報学展望5	Chu・Jansson・林(冬)・Even・Douglas		2	2	E 選択必修2単位
研究科共通科目	プラットフォーム学展望	原田(博)・プログラム担当教員		2	2	
	計算科学入門	山下・佐藤(寛)・牛島・藤原・榎本	2		2	
	計算科学演習A	佐藤(寛)	1		1	
	情報と知財	田島・谷川・宮脇		2	2	
	イノベーションと情報	前川(佳)	2		2	
	情報分析・管理論	杉山・増田	2		2	前期・後期同内容
	情報分析・管理論	杉山・増田		2	2	
	情報分析・管理演習	杉山・増田	1		1	前期・後期同内容
	情報分析・管理演習	杉山・増田		1	1	
	情報学による社会貢献	研究科長			(1)	E 実習45時間
	情報学におけるインターンシップ	研究科長			(1)	E 実習45時間

コース基礎科目	計画数学通論	福田・原口		2	2	8単位以上
	数理物理学通論	柴山		2	2	
	システム解析通論	加嶋		2	2	
コース専門科目	数理解析特論	辻本		2	2	12単位以上
	離散数理特論	原口		2	2	
	制御システム特論	加嶋		2	2	
	最適化数理特論	山下	2		2	
	物理統計学特論	梅野	2		2	
	力学系理論特論	矢ヶ崎	2		2	
	数理ファイナンス通論	梅野		2	2	
	金融工学	野崎・瀬古		1	集中講義	
	応用数理工学特論A	黒田(正)		1	集中講義	
セミナー科目	応用数理工学特論B	野中・高橋		1	集中講義	12単位以上
	数理解析セミナー	辻本	2		2	
	離散数理セミナー	原口		2	2	
	最適化数理セミナー	山下	2		2	
	制御システム論セミナー	加嶋		2	2	
	物理統計学セミナー	梅野	2		2	
他コース推奨科目開設の	力学系数理セミナー	矢ヶ崎		2	2	12単位以上
	(知)パターン認識特論	河原・西野・延原・吉井	2		2	
	(先端)応用解析学通論A	久保	2		2	
	(先端)応用解析学通論B	久保	2		2	
	(先端)非線形物理学通論A	青柳・寺前・宮崎	2		2	
	(先端)非線形物理学通論B	青柳・寺前・○宮崎	2		2	
	(シス)学習機械論	森本		2	2	
	(シス)統計的システム論	下平・本多	2		2	
	(シス)情報論的システム論	田中・小渕	2		2	
	(シス)スーパーコンピューティング特論	深沢		2	2	
	(通)離散アルゴリズム理論	湊・川原	2		2	
	(通)並列計算機アーキテクチャ	高木	2		2	
	(通)情報通信技術のデザイン	佐藤(高)・神田・石田・村上		2	2	通常講義と集中講義の併用

()内は、開設コースの略称

※が付された科目については、指導教員の承認があれば数理工学コースの学生の研究科修了に必要な単位として算入できる。

デザイン学科目

授業科目名	担当教員	毎週時数		単位	備考
		前	後		
インフォメーションデザイン論※	黒橋・伊藤	2		2	デザイン学共通科目(注1)
問題発見型/解決型学習(FBL/PBL) 1	プログラム担当教員			1	前期集中 デザイン学共通実習科目
問題発見型/解決型学習(FBL/PBL) 2	プログラム担当教員			1	

(注1) 「(社)情報システム分析論」の履修により、従来デザイン学共通科目として挙げていた「フィールド分析法」の履修とみなす。

プラットフォーム学科目

授業科目名	担当教員	毎週時数		単位	
		前	後		
プラットフォーム学セミナー	原田(博)・プログラム担当教員	2		2	

システム科学コース

修了に必要な単位数

科目区分	履修区分	単位数	備考
研究指導科目	必修	10	システム科学特殊研究1、同2
研究科共通展望科目	選択必修	2	
自コース開設科目	選択	8以上	
合計		30以上	

(注1) 他コース、他研究科開設科目、大学院共通・横断教育開講科目、本欄にあるデザイン学科およびプラットフォーム学科については、指導教員の承認があれば6単位までに限り修了に必要な単位として認定される。履修に当たっては指導教員と相談をすること。

(注2) 下記の表でEと表記されている授業科目は英語だけでも履修できる。

	授業科目名	担当教員	毎週時数		単位	備考
			前	後		
研究指導科目	システム科学特殊研究1	指導教員			5	E 必修・通年(修士1年次配当)
	システム科学特殊研究2	指導教員			5	E 必修・通年(修士2年次配当)
研究科共通展望科目	情報学展望1	岡部・小谷	2		2	
	情報学展望2	河原 他	2		2	選択必修2単位
	情報学展望3	外国人客員教員(未定)	2		2	E 今年度不開講
	情報学展望4	外国人客員教員(未定)		2	2	E
	情報学展望5	Chu・Jansson・林(冬)・Even・Douglas		2	2	E 選択必修2単位
	プラットフォーム学展望	原田(博)・プログラム担当教員		2	2	
	計算科学入門	山下・佐藤(寛)・牛島・藤原・榎本	2		2	
	計算科学演習A	佐藤(寛)	1		1	
	情報と知財	田島・谷川・宮脇		2	2	
	イノベーションと情報	前川(佳)	2		2	
コース開設科目	情報分析・管理論	杉山・増田	2		2	前期・後期同内容
	情報分析・管理論	杉山・増田		2	2	
	情報分析・管理演習	杉山・増田	1		1	前期・後期同内容
	情報分析・管理演習	杉山・増田		1	1	
	情報学による社会貢献	研究科長			(1)	E 実習45時間
	情報学におけるインターンシップ	研究科長			(1)	E 実習45時間
	システム科学通論 I	全員	2		2	
	システム科学通論 II	全員		2	2	科目名変更(旧・システム科学通論)
	機械システム制御論		2		2	本年度開講せず
	ヒューマン・マシンシステム論	西原		2	2	
コース専門科目	統合動的システム論	大塚・櫻間		2	2	
	情報論的システム論	田中・小渕	2		2	
	統計的システム論	下平・本多	2		2	
	学習機械論	森本		2	2	
	論理生命学	石井	2		2	
	医用システム論		2		2	本年度開講せず

コース開設科目	スーパーコンピューティング特論	深沢		2	2	
	数理とデザイン	田中・川上・太田・山下		2	2	本年度開講せず
	複雑システムのモデル化と問題解決	加納		2	2	
	計算神経科学	石井・川人・銅谷・他(未定)		1	集中講義	
	計算知能システム論	田中・上田(修)		1	集中講義	
	システム生物学	石井		2	本年度開講せず	
	他コース開設の推奨科目 (通)情報通信技術のデザイン	佐藤(高)・神田・石田・村上		2	2	

デザイン学科目

授業科目名	担当教員	毎週時数		単位	備考
		前	後		
インフォメーションデザイン論	黒橋・伊藤	2		2	デザイン学共通科目 (注1)
問題発見型/解決型学習(FBL/PBL) 1	プログラム担当教員			1	前期集中
問題発見型/解決型学習(FBL/PBL) 2	プログラム担当教員			1	後期集中 デザイン学共通実習科目

(注1) 「(社)情報システム分析論」の履修により、従来デザイン学共通科目として挙げていた「フィールド分析法」の履修とみなす。

プラットフォーム学科目

授業科目名	担当教員	毎週時数		単位	
		前	後		
プラットフォーム学セミナー	原田(博)・プログラム担当教員	2		2	

通信情報システムコース

修了に必要な単位数

科 目 区 分	履修区分	単位数	備 考
研究指導科目	必修	10	通信情報システム特別研究1、同2
研究科共通展望科目	選択必修	2以上 4以下	
自コース開設科目(他コース開設の推奨科目を含む)	選択	12以上	
合計		30以上	

(注1) 下記の表でEと表記されている授業科目は英語だけでも履修できる。同一内容の日本語名の授業科目がある場合には、英語授業科目または日本語授業科目のいずれか一方のみ単位認定される。

(注2) 本欄で指定しない研究科共通科目、他コース開設科目、他研究科開設科目、及び大学院共通・横断教育開講科目ならびに本欄にあるデザイン学科目、プラットフォーム学科目については、指導教員の承認があれば6単位までに限り修了に必要な単位として認定される。

	授業科目名	担当教員	毎週時数		単位	備考
			前	後		
研究指導科目	通信情報システム特別研究1	指導教員			5	E 必修・通年(修士1年次配当)
	通信情報システム特別研究2	指導教員			5	E 必修・通年(修士2年次配当)
研究科共通科目	情報学展望1	岡部・小谷	2	2		選択必修・2単位以上4単位以下
	情報学展望2	河原 他	2	2		
	情報学展望3	外国人客員教員(未定)	2	2	E	
	情報学展望4	外国人客員教員(未定)		2	E	
	情報学展望5	Chu・Jansson・林(冬)・Even・Douglas		2	E	選択必修・2単位以上4単位以下
	プラットフォーム学展望	原田(博)・プログラム担当教員		2	2	
	計算科学入門	山下・佐藤(寛)・牛島・藤原・榎本	2	2		
	計算科学演習A	佐藤(寛)	1	1		
	情報と知財	田島・谷川・宮脇		2	2	
	イノベーションと情報	前川(佳)	2	2		
コース開設科目	情報分析・管理論	杉山・増田	2	2		前期・後期同内容
	情報分析・管理論	杉山・増田		2	2	
	情報分析・管理演習	杉山・増田	1	1		前期・後期同内容
	情報分析・管理演習	杉山・増田		1	1	
	情報学による社会貢献	研究科長			(1)	E 実習45時間
コース基礎科目	情報学におけるインターンシップ	研究科長			(1)	E 実習45時間
	離散アルゴリズム理論	湊・川原	2	2		
	アルゴリズムと情報学入門	Jansson	2	2	E	
	デジタル通信工学	原田(博)・水谷	2	2		
	情報ネットワーク	大木・佐藤(丈)	2	2		
	集積回路工学特論	橋本	2	2		

コース開設科目	情報通信技術のデザイン	佐藤(高)・神田		2	2	通常講義と集中講義の併用
	計算量理論	Jansson・湊・川原		2	2	E
	並列計算機アーキテクチャ	高木	2		2	
	ハードウェアアルゴリズム	高木		2	2	
	システム検証論	末永・五十嵐		2	2	E
	プログラム意味論	五十嵐・末永	2		2	
	伝送メディア工学特論	山本(高)	2		2	
	応用集積システム	佐藤(高)・栗野	2		2	
	集積システム設計論	佐藤(高)・栗野		2	2	E
	大気環境光電波計測	橋口・山本(衛)・西村・横山		2	2	E
	リモートセンシング工学	山本(衛)・橋口・横山・西村		2	2	
	コンピュータネットワーク特論	岡部		2	2	
他コース開設の推奨科目	(社)暗号と情報社会	阿部・Tibouchi・神田・谷			2	集中講義
	(シス)数理とデザイン	田中・川上・太田・山下		2	2	本年度開講せず
	(知)言語情報処理特論	黒橋・森(信)・村脇	2		2	E
	(社)Biosphere Informatics	大手・小山・西澤・Vincenot		2	2	E

()内は、開設コースの略称

デザイン学科目

授業科目名	担当教員	毎週時数		単位	備考	
		前	後			
インフォメーションデザイン論	黒橋・伊藤	2		2	デザイン学共通科目 (注1)	
問題発見型/解決型学習(FBL/PBL) 1	プログラム担当教員			1	前期集中	デザイン学共通実習科目
問題発見型/解決型学習(FBL/PBL) 2	プログラム担当教員			1	後期集中	

(注1) 「(社)情報システム分析論」の履修により、従来デザイン学共通科目として挙げていた「フィールド分析法」の履修とみなす。

プラットフォーム学科目

授業科目名	担当教員	毎週時数		単位	
		前	後		
プラットフォーム学セミナー	原田(博)・プログラム担当教員	2		2	

データ科学コース

修了に必要な単位数

科目区分	履修区分	単位数	備考
研究指導科目	必修	10	データ科学特殊研究1, 同2
研究科共通展望科目	選択必修	2以上4以下	
コース開設科目およびコース推奨科目	必修	2	データ科学セミナー(修士)★
	選択必修	8以上	下の科目表において☆が付された科目から選択
	選択	0以上	下の科目表の科目から選択
合計		30以上	

(注1) 下にあるプラットフォーム学科目、および下の科目表で指定しない研究科開設科目、他研究科開設科目、大

(注2) 下の表でEと表記されている科目は英語だけでも履修できる。

	授業科目名	科目区分	担当教員	毎週時数		単位	備考
				前	後		
究 指 導 科	データ科学特殊研究1		指導教員			5	E 必修・通年(修士1年次配当)
	データ科学特殊研究2		指導教員			5	E 必修・通年(修士2年次配当)
研究 望 科 共 通 展	情報学展望1		岡部・小谷	2	2		
	情報学展望2		河原 他	2	2		
	情報学展望3		外国人客員教員(未定)	2	2	E	
	情報学展望4		外国人客員教員(未定)		2	2	E
	情報学展望5		Chu・Jansson・林(冬)・Even・Douglas		2	2	E
研究 科 共 通 科 目	プラットフォーム学展望	応用	原田(博)・プログラム担当教員		2	2	
	計算科学入門	計算	山下・佐藤(寛)・牛島・藤原・榎本	2		2	
	計算科学演習A	計算	佐藤(寛)	1		1	
	情報と知財	その他	田島・谷川・宮脇		2	2	
	イノベーションと情報		前川(佳)	2		2	
	情報分析・管理論	方法論	杉山・増田	2		2	
	情報分析・管理論	方法論	杉山・増田		2	2	
	情報分析・管理演習	方法論	杉山・増田	1		1	
	情報分析・管理演習	方法論	杉山・増田		1	1	
	情報学による社会貢献		研究科長			(1)	E
コース 開 設 科 目	情報学におけるインターンシップ		研究科長			(1)	E
	統計科学基礎論	☆ 基礎	原	2		2	
	デジタル変容実践論	☆ 応用	田村(寛)			1	集中講義
	データの二次利用実践論	☆ 応用	田村(寛)			1	集中講義
	データ科学セミナー(修士)	★ その他	全員			2	
	統計的信号処理論	☆ 方法論	林(和)		2	2	
	計算論的学習理論	☆ 方法論	山本(章)		2	2	E
	統計的学習理論	☆ 方法論	鹿島・山田	2		2	E
	情報論的システム論	☆ 方法論	田中・小渕	2		2	
	統計的システム論	☆ 方法論	下平・本多	2		2	

基礎科目	(知)情報科学基礎論	基礎	山本(章)・鹿島・黒橋・河原・西野・中村・森(信)	2		<u>2</u>	
	(知)生命情報学基礎論	基礎	阿久津・田村・細川・前川(真)・森(智)	2		<u>2</u>	
	(社)情報社会論	基礎	大手・神田・伊藤	2		<u>2</u>	E
	(社)Information System Analysis	基礎	神田・大手・松井・山内・馬・Brscic・Seo・小山・西澤	2		<u>2</u>	E
	(数)計画数学通論	基礎	福田・原口			<u>2</u>	
	(数)システム解析通論	基礎	加嶋			<u>2</u>	
コース推奨科目	(知)パターン認識特論	☆ 方法論	河原・西野・延原・吉井	2		<u>2</u>	E
	(数)最適化数理特論	☆ 計算	山下	2		<u>2</u>	
	(シス)計算知能システム論	☆ 方法論	田中・上田(修)			1	集中講義
	(知)計算論の認知神経科学	脳科学	中原・佐藤(弥)・熊田・市瀬	2		<u>2</u>	
	(知)音声情報処理特論	応用	河原・加藤(宏)・吉井			<u>2</u>	E
	(知)言語情報処理特論	応用	黒橋・森(信)・村脇	2		<u>2</u>	E
	(知)コンピュータビジョン	応用	西野・延原・Kastnar	2		<u>2</u>	E
	(知)生命情報学特論	方法論	阿久津・田村(武)・森(智)			2	
	(社)Biosphere Informatics	応用	大手・小山・西澤・Vincenot	2		<u>2</u>	E
	(社)医療情報学	応用	黒田(知)			<u>2</u>	
	(社)ビジネス情報論	その他	木下			2	
	(社)情報教育特論	応用	緒方・Flanagan・Majumdar	2		<u>2</u>	
	(先端)非線形力学特論B	脳科学	寺前			2	偶数年度開講
	(先端)非線形物理学特論I	方法論	唐木田 亮			1	集中講義
	(数)離散数理特論	計算	原口			<u>2</u>	
専門科目	(数)金融工学	応用	野崎・瀬古			1	集中講義
	(シス)統合動的システム論	方法論	大塚・櫻間			2	
	(シス)論理生命学	脳科学	石井	2		<u>2</u>	
	(シス)スーパーコンピューティング特論	計算	深沢			<u>2</u>	
	(シス)複雑システムのモデル化と問題解決	応用	加納			2	
	(シス)計算神経科学	脳科学	石井・川人・銅谷・他(未定)			1	集中講義
	(通)離散アルゴリズム理論	計算	湊・川原	2		<u>2</u>	
	(通)リモートセンシング工学	応用	山本(衛)・橋口・横山・西村			2	

デザイン学科目

授業科目名	担当教員	毎週時数		単位	備考	
		前	後			
インフォメーションデザイン論	黒橋・伊藤	2		2	デザイン学共通科目(注1)	
問題発見型/解決型学習(FBL/PBL)1	プログラム担当教員			1	前期集中	デザイン学共通実習科目
問題発見型/解決型学習(FBL/PBL)2	プログラム担当教員			1		

(注1) 「(社)情報システム分析論」の履修により、従来デザイン学共通科目として挙げていた「フィールド分析法」の履修とみなす。

プラットフォーム学科目

授業科目名	担当教員	毎週時数		単位	
		前	後		
プラットフォーム学セミナー	原田(博)・プログラム担当教員	2		2	

本研究科における学業成績の評語基準及び評価について

(平成3年9月10日研究科会議決定)

本研究科における評語基準は次表のとおりとし、学業成績は評語をもって表す。

評 語	点数（100点満点）	適 用 基 準	
優	80～100	合格基準に達している。	学修の高い効果が認められ、特に優れた成績である。
良	70～79		学修の高い効果が認められ、優れた成績である。
可	60～69		学修の効果が認められる。
不 可	0～59	合格基準に達していない。	不合格。

附 則

この申合せは、平成3年9月10日から実施する。

附 則

この申合せは、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和2年4月1日から実施する。

情報学研究科成績評価規程

(平成10年4月23日制定)

(平成13年7月13日一部改正)

(平成18年3月10日一部改正)

(平成18年3月10日題名改称)

(平成18年11月17日一部改正)

(平成23年4月1日一部改正)

(平成23年4月1日題名改称)

(平成28年1月15日一部改正)

(平成30年12月14日一部改正)

(令和元年11月8日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都大学大学院情報学研究科（以下「研究科」という。）における学生等の成績評価及び研究科規程第10条に定める試験の実施及び成績評価等に関する必要な事項を定めるものとする。

2 前項にいう試験は筆答試験のほか、口頭、レポートによるもの及び平常点等並びにそれらの組合せによるものを指す。

3 成績評価は試験の結果に基づき、当該科目の到達目標及び学修の効果等を斟酌のうえ、原則として授業の担当教員が行う。

(授業内容及び成績評価方法等の周知)

第2条 研究科の授業科目には科目責任者を置き、研究指導科目以外については授業担当者をもって科目責任者にあてる。ただし、授業担当者が複数の場合には、授業担当者の中の1名を科目責任者とする。また、研究指導科目については、履修者毎に、その指導教員をもって科目責任者とする。

第3条 授業科目（研究指導科目を除く。）の科目責任者は、当該科目の授業目的及び成績評価方法の概要等を研究科の学修要覧によって履修者に周知する。

2 授業科目（研究指導科目を除く。）の科目責任者等は、具体的な授業目的、到達目標、授業計画及び成績評価方法・基準等を、原則として、シラバスにより履修者に周知する。また、シラバスによらない場合は、授業時等の説明により履修者に周知するものとする。

3 授業の進捗状況等により前2項で周知した事項を変更する場合は、授業科目の科目責任者等は授業時等に履修者に対してその変更を説明しなくてはならない。

第4条 研究指導科目の到達目標、成績評価基準及び授業計画等の周知については、関係する専攻が定める。

第5条 修士論文及び博士論文（以下「研究論文」という。）の審査については、別の定めによる。

(試験期日)

第6条 授業科目（研究指導科目を除く。）の定期試験は、原則として15週の授業終

了後、研究科の定める前期及び後期の所定期間内に行う。

- 2 定期試験以外の試験の実施は、シラバス等による事前の周知に従い、科目責任者が適宜行う。
- 3 通年の科目については、前期の定期試験を省略することができる。

(成績等)

第7条 成績評価は、次のいずれかにより行う。

- (1)別表1の適用基準に基づき「A+」、「A」、「B」、「C」、「D」、「F」の評語による。
- (2)別表2の換算及び別表1の適用基準に基づく評点による。

2 第1項の定めにかかわらず、教務委員会の審議を経て研究科長が指定した科目の成績評価は、「合格」又は「不合格」により行う。

3 成績証明書を交付する場合は、第1項第1号又は第2項に定める表示によるものとし、不合格科目の成績は表示しない。

4 研究論文の審査及び試験の評価は、「合格」又は「不合格」により行う。

第8条 科目責任者は、研究科長の定める期日までに、前条の規定による評価を研究科長に報告しなければならない。ただし、不合格科目についても、報告するものとする。

2 前項で研究科長の定める期日までに報告されなかった成績は、原則として、次の学期以降に処理するものとする。

3 第1項により報告された成績は、科目責任者の採点等の事務上のミスがあった場合を除き、修正することはできない。

第9条 授業科目の成績は、原則として、学期の終りまでに履修者に通知する。

(不正行為)

第10条 受験に際して不正行為があった場合は、当該学期の授業科目（研究指導科目と通年科目を除く。）の履修を無効とする。

2 前項の不正行為は、筆答試験時のカンニングのほか、レポート試験における剽窃やデータ捏造等、成績評価における不適切な行為のすべてを指す。

3 試験において不正行為があった場合、当該科目の科目責任者は直ちにその旨を研究科長に報告しなくてはならない。

(成績評価に対する異議申し立て)

第11条 学生は、授業科目(研究指導科目を除く。)の成績評価について、次の各号に該当すると思われる場合は、研究科長の定める期間に異議申し立てを行うことができる。

- (1) 成績の誤記入等、明らかに授業担当者の誤りと思われるもの。
- (2) シラバス又は授業時等における説明等により学生へ周知された内容とは著しく異なる基準又は方法で成績評価が行われたと思われるもの。

2 前項で定める異議申し立ては、研究科長が別に定める方法により研究科の事務部を通して行うこととする。なお、科目責任者等に直接異議申し立てを行うこと及び、成績評価の理由や根拠等に対する照会や異議申し立ては認めないものとする。

3 研究指導科目の成績評価に対する異議の申し立てについては、原則として学生の属

する専攻の長に対して行うものとし、当該専攻長が適切に対応する。

(その他)

第12条 合格した授業科目は、当該科目責任者の事前の許可がない場合は、再履修することができない。

2 同一科目に2度以上合格した場合の成績の扱いは、履修者の属する専攻の定めによる。

第13条 追試験は、原則として行わない。ただし、次の各号の一に該当する場合で、当該授業科目責任者が認めたときは、該当科目の追試験を行うことがある。

- (1) 病気、事故による場合。ただし、証明書等が提出できるものに限る。
- (2) 災害等により、登校が不可能な場合。
- (3) やむを得ない事由で、研究科長が認めた場合。

第14条 授業科目の開講期間中に休学した場合は、原則として、当該科目の成績評価は行わない。

2 当該学期中の休学期間以外の期間に、単位認定に必要な時間数の授業が行われた場合には、当該科目の成績評価を行うことができる。

3 通年科目については、休学期間以外の期間に30週に相当する授業回数が確保された場合には、当該科目の成績評価を行うことができる。

第15条 修了予定者（在学期間を短縮して修士の学位を受けようとする者を含む。）

については、研究論文の審査及び試験が合格になった時点で必要な研究指導は終了していると見なし、特段の事情がない限り、研究指導科目の単位を認定する。

2 前項において特段の事情により研究指導科目の単位認定を留保した場合は、翌学期以降は科目責任者の判断により随時単位認定を行うことができる。

第16条 他研究科の授業科目の試験及び成績等に関しては、当該科目を開講する研究科等の定めるところによる。

第17条 研究科会議は授業科目（研究指導科目を除く。）の成績評価及び単位認定等が本規程及びシラバス等で学生に周知された事項に沿って適切に行われていることを、年度毎に、確認しなければならない。

2 専攻専門科目及び履修者が25名以下の専攻基礎科目については、研究科会議は前項の確認を関係専攻長に委任する。

3 第1項の確認において不適切と判断される科目があったときは、研究科長はその改善に係る議論を教務委員会に付託する。

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、研究科会議の議を経て研究科長が定める。

別表 1

評語	適用基準	
A +	合格基準に達している。	学修の高い効果が認められ、傑出した成績である。／ Outstanding
A		学修の高い効果が認められ、特に優れた成績である。／ Excellent
B		学修の高い効果が認められ、優れた成績である。／ Good
C		学修の効果が認められる。／ Fair
D		最低限の学修の効果が認められる。／ Pass
F	合格基準に達していない。	不合格。／ Fail

別表 2

素点	評語
96～100	A +
85～95	A
75～84	B
65～74	C
60～64	D
0～59	F